

独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争 : 1880年代 半ばの2つの事例研究

田北, 廣道
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/20495>

出版情報 : 経済学研究. 78 (4), pp.41-80, 2011-12-26. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争： 1880年代半ばの2つの事例研究¹⁾

田 北 廣 道

はじめに

ドイツ学界において環境史研究の第二世代のリーダーの一人、F.ウエケッターは『ドイツ史百科事典』の1巻として2007年に『19 20世紀環境史』を上梓した (Uekötter, 2007)。そのなかで彼は、20世紀を「環境の世紀」と捉える米国の環境史家 J.R. マクニールの所説を継承しつつ、19世紀を「環境史上の『アンシャン・レジーム』から近代への過渡期」と位置づける見解を提示した (op. cit., p. 14 : McNeill, 2000)。農業社会から産業社会への緩やかな移行、薪炭から化石燃料への転換、および自然保全に向けたささやかながら確実な前進、の3点に注目してのことであった (Uekötter, 2007, pp.6 7)。この見解自体、1995年 W. ジーマンが19世紀を二重革命を鍵概念で捉えるに飽きたらず、疑問符つきながら「エコ革命」を加えて再解釈していたことを想起するとき、けっして奇をてらった新解釈とは片づけられない (Siemann, 1995 : 田北, 2004b)。ウエケッターの斬新さは、むしろ「長期の19世紀」(Kock, 2004)を2時期に区分し、第2帝政期を積極的に「環境史の分水嶺」(Uekötter, 2007, p.14)と位置づけた点にある。石炭を基軸にした産業社会的なエネルギーシステムへの移行、環境媒体の汚染の拡大・深刻化、それと関連して大都市を主要な舞台とした環境政策の展開、郷土・自然保全運動の拡大と政府の対応が、その指標に挙げられている (op. cit., pp.14 23)。とはいえ、この所説も重厚な研究成果に立脚していることを、忘れてはならない。代表例を挙げれば、ドイツ環境史研究の開拓者の一人に数え上げられる F.J.ブリュッゲマイアーは、環境闘争の頻度・強度の点で「第2帝政期」を1970年以降の「エコ時代」に匹敵することを確認している (Brüggemeier/Toyka-Seid, 1995, p.17 : Brüggemeier, 1998 pp.116 120 : 田北, 2011)。

本論も、第2帝政期を「分水嶺」に据える点で、それら代表的な環境史家と共通している。しかし、第2帝政期を一つの節目と理解するのは、ドイツ環境史における時代区分を意識してのことだけではない。筆者の対象とする化学工業における認可闘争においても、一大画期をなしていると思なせるからである。第1次世界大戦前ラインラントにおける化学工業を舞台にした認可闘争を網羅的に調査した R.ヘンネキンの所説が、その点を示唆している。すなわち、企業家による認可申請を契機に発

1) 本論は、科学研究費補助金・基盤研究(C)「独占形成期ドイツにおける環境闘争：化学工業を例として」(平成22 24年：課題番号22530341)に基づく成果の一部である。

生じた住民の異議申し立てと抗告審への提訴との比率は、1870/80年代を境にして大きく低下しており、認可審査に根本的な変化があったことを窺わせている (Henneking, 1994, pp.390, 404の表 1, 7を参照せよ)。ただ、ヘンネキングは、別の機会に指摘したように、認可制度の変化とケーススタディを切り離して考察しているため、そして産業部門別 (基礎、染料、肥料) に事例研究を行ったために、その問題に気づいていない (田北, 2011a, p.46)。工場の立地する自治体当局を含め、営業認可をめぐる利害関係者相互の関係を、認可制度の変化と併せて考察するのも、ヘンネキングの採用する接近方法への反省を踏まえてのことである。したがって、問題への接近方法の点で本論は、「政策主体アプローチ」を踏襲している (田北, 2010)。また、営業認可制度の性格規定に関して「住民保護」か「産業保護」かをめぐって闘わされている論争を念頭に置いていることを再確認しておきたい (Mieck, 1967 p.69 : Brüggemeier, 1996, pp.130 132 : Henneking, 1994, p.79)。その際、第2帝政期に深刻の度を深めてくる環境汚染への取り組みの特徴としてウェッカーが挙げた「科学技術主義」が、住民の証言に代表される現地状況を排除しつつ認可の審査過程に漸次浸透してくることを、一つの目安にしていることを付言しておく。

最後に、本論の論述手順に簡単に触れておこう。では化学工業をめぐる認可制度において1880年代が占める位置について考察して、本論の課題を明らかにする。それに続くでは、都市バルメンに本拠を構える2つの化学会社 (ヘルベルツとダール) のプロフィールを紹介するとともに、1880年代の認可闘争に関連した伝来史料を概観する。では、ヘルベルツ会社とダール会社をめぐる環境闘争を時代を追って考察し、1880年代の特質の析出を試みる。最後に、1870年代と20世紀初頭の認可闘争の特質との比較を意識しながら、検討結果の総括を行う。

I. 認可制度の一大転機としての1880年代半ば

ドイツ化学工業は、1880年代後半に「生産の科学化」(Andersen, 1993, p.163)を伴いつつ、寡占的大企業の形成と20世紀初頭の世界市場の席卷とに向けて大きく踏み出すことになった (加来, 1986)。この期間に認可制度に大きな変化が生じたことは、これまで筆者が主要な研究対象に据えてきたイエガー染料会社をめぐる1870年代と1907/09年の環境闘争を比較するとき、ただちに明らかになる。それを思いつくまま列記すれば、次の通りである (田北, 2010a, 2011a)。

第1に、営業認可の審査の窓口となる国王政府機関の変化である。1883年「行政法」に従えば、化学工業の審査窓口は、国王政府・内務部から、その中に設置された「地区委員会」に変更された (GS, 1883, pp.277 278)。ただ、デュッセルドルフ行政区に関して地区委員会が活動を始めた時期は、筆者が昨年夏に行った史料調査によれば、1888年の秋以降のことだった (田北, 2011a, p.47)。1870年代には、1869年「営業条例」「執行規則」に則って、法律家、医療専門家、建設専門家から構成される合議団が認可決定を担当していた。1888年秋以降、地方名士 (商人、企業家、農場所有者) からなる地区委員会が窓口となった。この地区委員会は、1878年創設の「ドイツ化学工業利益擁護連盟」(以下、化学連盟)の批判にもあるように、科学技術の素人集団として審査の遅延の原因となったの

でなく、「学界・産業界双方で高い名声を博している」斯界の権威の作成した鑑定書を無批判に追認することで、かえって審査の迅速化をもたらした (op. cit., p.p.60-62)。

第2に、1884年「営業条例」の改訂は、2つの次元で認可審査に大きな影響を与えた。一つに、化学連盟の度重なる嘆願が奏功したのか、認可審査は「至急事項」に指定された (Mbill, 45, p.164)。この効果は、1907/09年闘争から鮮明な形で読み取れる。すなわち、1870年まで企業家の計画公示後2週間以内の住民の異議申し立てを待って、初めて開催日程の調整が行われてきた意見聴取会の期日が、計画公示時点で挙げられている (田北, 2011a, p.53)。二つ目に、企業家が認可申請時に提出する書類・図面の予備審査に当たる役人の交替である (Mbill, 45, p.165)。これまで担当してきた2人の郡役人のうち郡医師に代わって営業評議員が、予備審査に当たるとともに、認可審査全般における科学技術の専門家として重要な役割を割り振られることになった。このことは、長期的にみれば2つの意味から大きな影響を与えた。一方で、営業評議員の資格取得の条件に医学の専門知識が含まれていず、公衆衛生的観点から住民への健康被害の判断をしてきた郡医師に代替できるものではなかった。他方で、営業評議員をめぐる先行研究が教えるように、その権限に大きな制約が設けられていたことである。この営業評議員が制度的に義務化されたのは、1878年のことだが、翌年発布された「職務規則」に従えば、その活動ははじめから厳しい制約の下に置かれていた。すなわち、労働者(児童・婦人)保護の兼職による職務多忙、不正発見時の執行権の欠如(管轄当局への報告・通知権)、および企業家・労働者の仲介的役割への専念指示(企業家への厳格な対処の回避)と幾重にも縛りをかけられていた(田北, 2011a, pp.47-48)。たしかに、1907/09年闘争において営業評議員は、ヴィット鑑定書の内容に沿って認可条件の設定を行い、企業家寄りの姿勢を示していたが、ウェッカーが考えているように、当初から認可発給を前提にして条件設定に尽力したのか否かについては、別途詳細な検討の必要があると考えている (Uekötter, 2003)。

第3に、1878年創設の「化学連盟」は、その主要な活動目標の一つを当初から認可制度の修正に置いていた (田北, 2011a, pp.42-43)。そのため帝国宰相ビスマルクと帝国参議院とに宛てて「営業条例」「執行規則」の改訂のために嘆願を繰り返していた。化学産業の先進国である英仏との競争に勝利するために不可欠な、発明の敏速な生産への移行にとって最大の障害と見なしていたからである。もっとも、化学連盟の法律顧問であるL.フォッセンの見解によれば、20世紀初頭に認可申請の当局による扱いの点で大きな変化が生じていた (Vossen, 1909, pp.327, 389)。すなわち、政府の寛大な措置を享受できる寡占の大企業と、依然として厳しい審査にふされる中小企業とが好対照をなしていたという。この証言はあくまで化学連盟の利害代弁者の筆になるため多分に誇張を含んでおり、割り引いて考える必要がある。とくに、1907/09年闘争の結末から看取できるように、中規模企業の認可審査も短期間で円滑に進行したからである。ただ、寡占の大企業の経済・政治的影響力の拡大が、認可制度に大きく影響するようになったことを忘れてはならない。

第4に、認可審査における判断基準が決定的に「科学技術」に移行したことである。少なくとも、1872/75年闘争では、専門家の鑑定書・診断書に留まらず、両当事者の立てた多数の証人に関する尋問会や意見聴取会を繰り返し開催して、日常的に被害・迷惑にさらされている住民の声に耳を傾け、

現地の実情を的確に把握するようにつとめていた。その際、市長・市議会も市内に化学工場が立地することに起因する公益の侵害を抛り所にして、反対派住民をつよく支援した。意見聴取会に専門家の資格で列席した、エルパーフェルト実業学校長アルトーベ博士の鑑定書も、生産される製品全体を視野に収めつつ工場拡張の危険性を鋭く指摘していた（田北，2010a）。他方、1907/09年闘争となると事態は一変する。まず、第一回の意見聴取会後に反対派住民に対して、再度異議申し立ての理由説明が要求された。今回は、斯界の権威者であるヴィット鑑定書の内容に沿った説明が求められたため、反対派の半数が異議を取り下げた（田北，2011a, pp.60-61）。もっとも、後述のように、「裁判において宣誓の上で証言可能な化学者」という職業も成立していて、一般大衆も専門家の鑑定書を入手する道は残されていたが、よしんば勝訴しても、時間と金のロスは大きかった。それに加えて、国王政府から商務相宛の書簡から読み取れるように、彼ら「私的な化学者」は明らかに官制学者より一段低い鑑定者と考えられていた。次に、少なくとも専門家の鑑定書や反対派住民・上級市長の意見書では重きをなしていた現地事情は、商務相の判定にあって完全に霧散してしまった（op. cit., pp.66-72）。ガス・蒸気の排出削減の程度を明確化するために、「技術的に実践できる限り」という曖昧な表現に代え具体的な「限界値」を指定したに留まるからだ。ベルリン工科大学講師の T.ヴァイルは1907年に「化学工業ほど、多様な健康被害に見舞われる業種はないが、万能の勝利者である技術の成果の前に驚きをもって立ちすくむ」（Andersen, 1990, p.167）と述べて、化学産業における科学技術主義の勝利を宣言したが、1907/09年闘争は、その典型例を提供していたのである。もっとも、「科学技術主義」の確立に至る道は、線形にはなく紆余曲折を辿りつつ進んだ。1845/55年ヴェーゼンフェルト社をめぐり環境闘争では、「営業条例」導入の主旨を誤解したためか奇妙な科学技術主義で決着したし、また1863/72年イエガー会社をめぐり闘争では、1861年「営業条例」の改訂によって導入された公示免除の審査手続きが相次いで採用されて住民の抵抗が封じられたため、科学主義が貫徹する結果となった（田北，2011b, 2008）。

20世紀初頭の認可制度の示す特徴に向けて、大きな変化が現れてくる状況を1880年代半ばの事例研究から引き出すのが、本論の狙いである。2つの事例研究に進む前に、1880年代半ばを一大転換点と見なす発想をえるに至った理由を、史料紹介を通じて簡単に説明しておこう。

1891年7月7日付けでバルメン警察署長からデュッセルドルフ国王政府宛に送付された書簡は、「化学工場への認可発給を理由とした苦情に関して」というタイトルのもと、認可審査に生じた変化について驚きをもって語っている（RD, 24610, pp.237-238）。「当市内の営業者たちから、過去5年のうちに化学工場の設立ないし経営内容の変更に際して、国王政府・地区委員会が発給する認可文書に、そもそも満たせるはずのない条件が採用されているとの苦情が寄せられている」（op. cit., p.237）。過去5年間に化学工場の設立や経営内容の変更を求める認可申請に際し、実施不能な条件が設定されているために、かえって迷惑の垂れ流しが横行しているというのだ。その後半部は、具体例を挙げながら、現場の事情を無視した商務相の決定が、その種の行動の基礎にあると糾弾されている。1888年5月1日バルメン居住の2人の商人によるアセトン工場建設に関する認可申請の例が引かれている。当時、営業評議員の職にあったヴォルフ博士は、化学反応と関係するアルコール・酢酸生産も行われ

ることから、認可義務ある工場と断定した。1888年5月まで国王政府も、その立場を踏襲していた。ところが、1891年5月23日付けの商務相決定は、「営業評議員による鑑定結果は、必ずしも無条件に価値を認められるとは限らない」(op. cit., pp.237-237r)と述べて、それまでの解釈を根本的に覆した。この場で注目したいのは、次の2点である。一方は、現場の状況に精通した警察署長の見解によれば、過去5年間に化学工場の認可条件設定において、大きな変化が起きていたことである。他方は、その種の変化の推進者となったのは、企業家寄りと評されがちな営業評議員ではなく、商務相の判断にあったことである。

この警察署長の主張の当否も含めて、1880年代半ば認可審査に生じた変化を解明するために、2つの化学工場をめぐる認可闘争を考察しよう。

II. 企業のプロフィールと伝来史料の概観

(1) 企業のプロフィール

本論で取り上げるのは、バルメンに立地する2つの化学会社、ヘルベルツ会社とダール会社である。このうち、下で検討するヘンネキルクによる事例研究を除けば、化学工業・都市史に関係した業績のなかで取り上げられることは少ないが、分かる限りでプロフィールを紹介しておこう。

まず、ヘルベルツ会社は、H.ポールらの編集した『産業革命期ラインラントの化学工業』と題する古典的業績に従えば、1869年にニス生産を行っている (Pohl, 1983, p.213)。しかし、今回の史料調査により、次の2点が分かった。一方は、1884年2月18日開催の意見聴取会の記録であり、企業家側の訴訟補助者として発言した弁護士が、その創業年を1859年と証言している (後掲の表2、[08])。もう一方は、1884年1月15日付けのヘルベルツ会社から営業評議員宛の書簡であり、会社専用の便箋に印刷された「化学工場：染料と鉍産物加工」から企業内容を推測できる (表2、[01])。1884/85年に発生した環境闘争は、苛性ソーダ、アンモニア、硫酸銅、硝酸鉛の4品目の生産に関する認可申請を契機にして発生している。

次いで、ダール会社に関する情報は、いくぶん豊富である。ポールらの業績によれば、染料取り扱い企業として1842年に創業し、そして1865年からアニリン染料生産を始めたという (Pohl, 1983, p. 212)。W.ホトは、1860年代以降「化学工業はヴッパータールで最も重要な産業部門の一つにまで発展した」(Hoth, 1975, p.187)と述べ、その初期の担い手として1858年フクシン生産を始めたC.イエガー会社と並んでO.ブレット会社、F.バイエル会社およびダール会社を挙げている。ただ、ダール会社が染料生産を手がけ始めた時期については、微修正が必要だと考えている。1863年11月3日付けのバルメン上級市長から国王政府宛の書簡は、ダール会社によるアニリン染料生産に関する認可申請後の経過報告に当てられているが、計画公示に異議申し立てがなかったと述べており、1864年に認可発給が行われたと見なせるからだ (RD, 24645, p.37: 田北, 2009, pp.44-45)²⁾。

さらに、1872/75年イエガー会社をめぐる環境闘争関係の史料の中に、ダール会社に言及したものが2点ある。一方は、1872年11月6日付けの国王政府による認可決定に付された、高度60米の煙突建

表1 1872年バルメン・エルバーフェルトの化学工場の煙突高度

番号	企業・工場名 (所在地)	煙突高度(米)
1	Fr. バイエル会社：硫酸・ソーダ工場	36
2	Fr. バイエル会社：アニリン染料第1工場 (ベルリン通)	20
3	Fr. バイエル会社：アニリン染料第2工場 (ヴェルレ通)	22
4	Fr. バイエル会社：アニリン染料第3工場 (ヘキングハウザー橋)	25
5	O. プレット会社：アニリン染料工場	36
6	ダール会社：アニリン染料工場	33
7	C. リヒター会社：アニリン染料工場	27
8	ゲッセルト兄弟会社：硝酸・砒酸・アリザニン・ヨード工場	30 - 36
9	Fr. バイエル会社：アニリン染料会社	30
10	Fr. バイエル会社：アリザニン工場	30
11	カイザー会社：硫酸・ソーダ工場	36

(注) 番号1 6はバルメンに、番号7 10はエルバーフェルトに立地する。

[典拠] 1872年11月26日付けのイエガーから商務省宛の抗告書 (RD, 24645, pp.104 107)。

1874年5月3日付けのイエガーから国王政府宛の意見書 (op. cit., pp.152 153r)。

設という条件の不当さを論証するために、バルメンとエルバーフェルトに立地する染料工場に付属する煙突高度を列挙した史料である (RD, 24645, pp.97 99 : 田北, 2010, pp.92 93)。1872年11月26日付けでイエガー会社から商務相に送付された抗告書と、1874年5月3日付けのイエガー会社からデュッセルドルフ国王政府宛の書簡とに、同じ説明が載せられている (RD, 24645, pp.104 107, 152 153r : 田北, 2010, pp.78 81)。それをまとめたのが、表1である。

もう一方が、1872年12月19日に反対派住民が商務省に提出した、イエガーの抗告書に対する反論書である (RD, 24645, pp.114 121)。都市中心部に工場を構えつつ、公然と認可条件違反を繰り返すイエガー会社の経営を糾弾すると同時に、1872年10月15日に工場への立ち入り検査を実施しながら、被害との因果関係を否定する報告書を書いた医療評議員バイヤー博士の「委員会報告」を、全面的に批判する内容となっている (op. cit., pp.85 86 : 田北, 2009, pp.64 65)。「O. プレット会社とイエガー会社の工場を除けば、そこに名を挙げられた (バイエル、ダール、C. リヒター、ゲッセルト兄弟の会社)の各工場は、全てバルメンとエルバーフェルトの外縁部に立地している。これまで大きな苦情を一度も受けていない」(RD, 24645, p.117r 118)とあり、反対派住民は、ダール会社の工場立地を肯定的に評価している。この点は、同じ反論書にある下記の表現を考慮するとき、重要である。「以前は不快なモヤを大量に拡散していたラッカー工場の炉は、現在、市外の丘の上に移転されている...また、ラッカーを塗ったブリキ製ボタンを乾燥する施設だけが、イエガー工場のそばのガス通りに建ってはいるが、個人的理由からその所有者は、来年5月1日までに工場全体を、ほとんど人の住まない

2) イエガー会社の第3工場に対する認可獲得年をポールは、1865年と記しているが、実際には64年1月である (Pohl, 1983, p.214 : 田北, 2009, p.33の表2と p.55を参照せよ)。

場所に移転すると述べている」(op. cit., p.115r)。すなわち、市民にとって被害・迷惑の拡大の恐れがある工場は、自発的か強制的かを問わず、市外や都市外縁部に移転するのが、この時期都市の社会ルールと見なされていたからである。しかし、ヘンネキングの所説に従えば、著書において対象に取り上げられた122企業のうちダール会社は、住民からの抵抗を招いた頻度の点で上から7番目(5度)に位置しており、1870年代から1880年代に大きな変化があったことを窺わせている(Henneking, 1994, p.392の表3を参照せよ)。

(2) 伝来史料の概観

これら2つの会社による認可申請を契機に発生した環境闘争の審査手続きと行方に関してヘンネキングが、詳細な検討を加えている(op. cit., pp.315 318, 322 324)。その意義と限界を明らかにするためにも史料の伝来状況を概観して、ヘンネキングが依拠した、そして逆に無視した史料を見極めておこう。

1884/88年ヘルベルツ会社と1883/85年ダール会社による認可申請を契機にして発生した闘争に関わる史料は、デュッセルドルフにあるノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館に所蔵されている。ヘルベルツ会社とダール会社に関係する史料は、それぞれ分類番号RD, 24607~24609の『化学工場施設(1883 1890)』に所収されており、管見の限り、前者には42点、そして後者には41点が伝来する。それをまとめたのが、後掲の表2、3である。この点数は、これまで取り上げてきたイエガー会社をめぐる闘争関係の史料数が、1863/72年に64点、1872/75年に83点、1907/09年に88点と比較するとき、はるかに及ばない。その際、イエガー会社がヘンネキングから「13回認可申請して全てで住民から抵抗を招いた唯一の企業」(op. cit., p.393)と呼ばれたように、悪辣な企業として住民から不信と反感を買っており、一度はバルメン上級市長・市議会による経営拡張反対キャンペーンも繰り広げられるなど、大きく紛糾した事情を反映したものと言えよう(田北, 2009, pp.36 38; 田北, 2010a, pp.78 81; 田北, 2011a, pp.48 52)。しかし、同じイエガー会社が、主力工場をデュッセルドルフ郊外のローハウゼンに移転した直後に勃発した1875/77年の闘争に関する史料となると41点、そしてプロイセン「一般営業条例」を通じて認可制度が導入された直後に1845/55年ヴェーゼンフェルト化学会社をめぐる発生した闘争に関する史料は35点であり、決して見劣りはしない(田北, 2008, pp.61 62; 田北, 2011b, pp.67 68)。次に、認可制度に定められた審査手続きに沿って伝来史料を概観していこう。

(2) - 1 ヘルベルツ会社の伝来史料

ヘルベルツ会社をめぐる闘争に関係して伝来する最古の史料は、84年1月15日付けの企業から営業評議員に宛てられた書簡である([01])。その内容は、認可申請そのものというよりは、むしろ迅速な審査の嘆願に関わっており、いわゆる認可申請書は伝来していない。ただ、これは別稿でも触れたように、決して珍しいことではない(田北, 2011a, p.47)。次の伝来史料は、84年1月22日にデュッセルドルフ国王政府(以下、国王政府と略す)からバルメン上級市長(以下、上級市長と略す)に宛てられた書簡であり、企業家の嘆願を受けて迅速な審査を進めるように促している([02])。上級市

長は、それに対する返書を2月2日付けで送付している ([03])。しかし、より興味を引くのは、84年2月7日付けの上級市長から国王政府宛の書簡である ([04])。83年12月8日に意見聴取会が開催されたことが書かれていて、計画の公示と異議申し立て期間を考慮すれば、遅くとも83年11月には認可申請が行われたことを窺わせている。それに続いて、84年2月18日開催の意見聴取会に向けた本格的準備が2月9日～11日に進められる。両当事者に召喚状を郵送し、その受け取りを確認している ([05]、[06])。同時に、反対派住民13名が、「営業条例」・「執行規則」に従って、弁護士のアルテンベルクを全権代表者に指名する委任状を作成している ([07])。

84年2月18日に開催された意見聴取会の記録は、闘争の前半戦のハイライトをなす ([08])。審査を担当する合議団の構成、両当事者の熱気溢れる質疑応答、および認可発給の担当当局である国王政府の姿勢などの諸点で興味深い情報が満載されている。その検討結果を踏まえて、その翌日に国王政府は認可発給の決定を行った ([09])。

この認可決定に際し設定された条件に不満な企業家は、3月21日付けでベルリンの商務省宛に抗告を行い、闘争の第二ラウンドが始まった ([16])。それまでに企業家は用意周到な準備を行った。闘争の主要な争点に関して、3月7、8の両日付けで獲得した専門家の報告書・鑑定書と所轄当局の許可証を添付している ([10]～[13]、[19])。このうち化学者クリューガーの作成した鑑定書は、2月7日の上級市長から国王政府宛の書簡から読み取れるように、最初の意見聴取会開催後の83年12月22日に作成されたことが分かる ([04])。企業家による抗告書提出と同日、国王政府は商務省宛に意見書を提出し、また抗告手続きが法に即して進められていることを示すために、認可発給の確認を行っている ([17]、[18])。

84年4月12日に企業家の抗告書を受理した反対派住民は、本格的な反論を展開していく ([20])。反対派住民の全権代表である弁護士アルテンベルクとケルンのライン不動産銀行株式会社が、それぞれ4月13、14の両日に反論書を国王政府に提出した ([22]、[23])。また、専門家の意見を反対理由としてあげるために化学者カイザー博士の鑑定書を用意した ([21])。これら反対派の反論書・鑑定書が出揃ったところで、4月19日に国王政府は意見書を添えてそれを商務省に送付した ([24])。それに対して商務省は、6月28日に抗告審決定を下した ([25])。その通知を受けた国王政府は、84年7月12日に2月19日の決定を微修正して認可文書を作成し、両当事者に送付した ([26]、[27])。これで83年11月頃の認可申請をきっかけに始まった認可闘争は、一応の幕を閉じた。

その後、85年4月から88年9月の3年半に伝存する史料は、15点を数え、闘争の余韻がくすぶり続けていたことを窺わせている。そこで扱われている問題は、次の3点に要約できる。一つは、裁判費用の折半という認可決定を受けた、反対派の全権代表者である弁護士と企業家の間の金額確定をめぐる問題である ([28]、[31]～[35])。この種の史料類型と出会ったのは初めての経験であり、ヘンネキルクは取り上げていないが、認可審査の変化を追跡する上で看過できない問題だと考えている。次に、本来1年以内の建設を義務づけていた、認可期限の延長に関する問題である ([29]、[36]～[40])。結局、85年6月の延長要求から88年2月の工場創業まで2年10ヶ月も要している。最後に、認可対象の製品全ての生産が始まって時をおくことなく住民多数から出された廃水・ガス排出に関する苦情の

表2 1884 1888年ヘルベルツ会社をめぐる環境闘争関係の史料一覧

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要 旨
1884 1.15	[01] H から営業評議員宛の書簡 (p.3)	以前に発給を受けた認可文書を添付した、迅速な審査進行に関する要請
1884 1.22	[02] 国王政府から B 上級市長宛の書簡 (p.3r)	1月14日に H 提出の認可申請：以前発給された認可文書を添付した迅速な審査願「速やかに実施したい」
1884 2.2	[03] B 上級市長から国王政府宛の書簡 (pp.4-4r)	国王政府の1月22日の指示を受けて、意見聴取会の開催予定：反対派の全権代表者は弁護士 A
1884 2.7	[04] B 上級市長から国王政府宛の書簡 (pp.1-2)	83年12月8日に H の認可申請と異議申し立てを踏まえて意見聴取会を開催：和解に至らず、郡医師・建築官に鑑定書を依頼 その2通の鑑定結果（郡医師の公衆衛生的な不利益発生の危惧）の報告と国王政府による判定の要求
1884 2.9	[05] 意見聴取会への召喚状 (pp.129-130)	20名の反対派住民の署名（ライン不動産銀行も含まれる）、2月18日に D 政府庁舎大会議室で午前11時から：合議団の構成
1884 2.10/11	[06] 郵便の受理証 (pp.131-151)	召喚状の郵送：署名入りの受理証
1884 2.16	[07] 全権委任状 (p.153)	反対派住民13名による弁護士 A への全権委任の確認
1884 2.18	[08] 意見聴取会 (pp.156-161r)	合議団の構成と参加者：熱気溢れる質疑応答（当事者でなく法律専門家が発言）企業側の訴訟補助者（「甘受すべき水準原則」、扇動により多数参加、住宅に先行する工場建設、最良の工場立地、廃水処理＝市内を環流する小川に）、反対派とのアンモニア生産に付随するガス発生と周辺被害（ビール貯蔵所へ）をめぐる質疑、反対派訴訟補助者による反論、反対派の立てた2人の専門家（ボン大学のフライターク教授とアンモニア工場主リュートゲン）の証言、企業側の専門家による反論、合議団の決定（アンモニアを除く条件付きの認可：費用は企業家）
1884 2.19	[09] 認可決定 (pp.152-153；154-154r)	異議申し立て：認可決定 アンモニアを除く3品目に条件設定の上で認可（酸性蒸気の濃縮処理、煙突による煙の完全燃焼煙突高度の指定）、費用は企業家
1884 3.7	[10] 測量士ミュラーから H 宛の報告書	工場の立地をめぐる意見対立を受けて2月26日に H の委託で実施：工場の屋根の高度とつ排出ガスの通路（住宅地直撃の否定）
1884 3.7	[11] 王立鉄道管理局から H 宛の書簡	H が3月1日に提出した工場予定地・駅間の導管設置願について：ラントの管轄役所を通した申請手続きを要請
1884 3.7	[12] クリューガー博士の鑑定書	「化学・技術的検査・実験所」経営者クリューガーの鑑定書 アンモニア水の搬入や生産時の迷惑発生を否定（抗告の基礎）
1884 3.8	[13] 王立鉄道管理局から H 宛の書簡	政府顧問官ハッセンキャンプの仲介を受け導管設置のための土地利用を条件付きで許可
1884 3.11	[14] 郵便手渡し証 (pp.163-183)	認可決定を両当事者に郵送：署名付きの手渡し証
1884 3.12	[15] B 上級市長から国王政府宛の書簡 (p.162)	認可決定を両当事者21名への郵送したことの報告
1884 3.21	[16] H の抗告書	アンモニア生産を禁止した認可決定に対し異議申し立て：住宅・人口密集地への立地は誤り、アンモニア生産時の蒸気発生は僅か、アンモニア水の搬入も駅から導管を設置して行うので迷惑は発生せず（クリューガー博士の鑑定書、鉄道管理局の許可）
1884 3.21	[17] 国王政府から商務省宛の書簡	H の抗告書の送付：2月19日付けの認可決定（アンモニア生産の禁止）への異議申し立て

年月	史料名(所収頁)・史料番号	要旨
1884 3.26	[18] 国王政府の認可決定の確認 (pp.184-184r)	2週間以内の2通の抗告書の作成・送付
1884 4.5	[19] Hから国王政府宛の書簡	3月21日付けの抗告書に関連した資料の送付：ザールラントのクリューガー博士、州知事の土地利用許可
1884 4.12	[20] 郵便の受理証(pp.185-203)	Hの抗告書に関連した資料の反対派住民宛での郵送
1884 4.12	[21] カイザー博士の鑑定書	反対派住民の依頼を受けた化学者の鑑定書：アンモニア蒸気と酸性廃水による迷惑は不可避、工場の立地条件も問題
1884 4.13	[22] 弁護士Aから国王政府宛の反論書	2月19日の認可決定：アンモニア生産時に発生するモヤの迷惑(在地的・地理的条件に配慮したもの)、大規模なアンモニア生産には不利益・迷惑が付随、原料搬入と廃水の垂れ流しの意図にも危惧
1884 4.14	[23] ケルンの不動産会社から国王政府宛の反論書	ライン不動産銀行株式会社のH抗告書への反論：工場の予定立地に所有する借間人の健康被害と家賃収入低下を危惧
1884 4.19	[24] 国王政府から商務省宛の書簡	Hの抗告書に対する2通の反論書が提出：国王政府の意見表明 原料搬入のための導管設置と廃水のグッパー河排出の許可 その資料も添付。それでも2つの疑問(アンモニア蒸気の濃縮処理に関する営業監督官の懐疑的見解、アンモニア生産は条件付きでも迷惑回避できるか疑問)
1884 6.28	[25] 商務相の抗告審決定	Hの抗告書に理解：認可決定後の図面・経営説明の修正(製法・処理法の改善)、3つの認可条件 科学技術的成果を最優先し現地・地理的状況の軽視
1884 7.12	[26] 認可文書	6月28日付けの商務相決定を受けて、3条件を設定してアンモニア生産も許可
1884 8.20	[27] B上級市長から国王政府宛の書簡	認可文書の両当事者宛の送付：8月13日付けの郵送と20通の受理証も添付
1885 4.14	[28] 弁護士Aから国王政府宛の書簡	弁護士報酬と立替金額の確定のためのHとの意見調整
1885 6.16	[29] Hから国王政府宛の書簡	84年7月12日発給の認可文書に挙げられた品目のうち、硝酸鉛・硫酸銅生産のための施設建設の遅れ：認可期限の1年延長願い
1885 6.22	[30] 国王政府からB上級市長宛の書簡	6月16日付の施設建設のための認可期限の1年延長願い：その許可をHに手渡し、84年7月12日認可文書に加筆修正するよう指示
1885 7.9	[31] 弁護士Aから国王政府宛の書簡	Hの認可申請に関連した費用負担額の確定をお願いしたい
1885 9.25	[32] 弁護士Aから国王政府宛の書簡	同上
1885 10.3	[33] 国王政府からB上級市長/A宛の書簡	それぞれの計算書をつきあわせつつ、二人で協議の上で妥協を図るよう
1885 11.7	[34] 弁護士AとHの協議記録	B上級市長による両者の召喚と協議：抗告審に先行する審査過程での費用計算(企業家の負担)をめぐる食い違い、立て替え分を含め敗訴時には再度交渉する約束はせず。相互に自説を固執
1885 11.9	[35] B上級市長から国王政府宛の書簡	10月3日の国王政府の指示に従って二人の協議を実施：[34]にあるように妥協に至らず
1886 6.25	[36] Hから国王政府宛の書簡	85年6月22日付けの国王政府の認可期限の延長：硝酸鉛、硫酸銅、アンモニア生産施設建設のための認可期限の半年延長願い
1886 7.1	[37] 国王政府からH/B上級市長宛の書簡	86年6月25日付けのHによる認可期限の半年延長願いを許可：認可文書の加筆修正
1887 1.7	[38] Hから国王政府宛の書簡	半年間の認可期限延長の許可後に新たな問題(不動産抵当の設定)発生：1年間の期限延長を再要請

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要 旨
1887 1.12	[39] 国王政府から B 上級市長宛の書簡	3 度目の認可期限の延長を申請：それを許可するが、88年 1 月 12 日までに完成すること、1 月 15 日までに立ち入り検査の可否を報告
1888 2.7	[40] B 上級市長から国王政府	H の工場施設の経営開始の報告：88年 1 月 12 日より経営、1 月 6 日に立ち入り検査終了
1888 8.18	[41] H 工場近隣住民から国王政府宛の苦情書	これまで B 上級市長に廃水・ガスによる迷惑に関する苦情：それでも対処してくれず、35 人の市民が直訴 アンモニア生産に伴う廃水・ガス処理条件の不履行、呼吸困難など健康被害と迷惑 (これまでの苦情、87 年 12 月 9 日、88 年 2 月と 9 月に 2 度)
1888 9.6	[42] 国王政府長官から B 上級市長宛の書簡	苦情市民ティーマー宛：脱硫の不十分な廃水の排水溝排出、H 工場に弊害除去の徹底を命ずる 上級市長宛て：処理の徹底を指示

(注) 略号：A Altenberg, B Barmen, E Elberfeld, H Herbets. 大半の史料にはページ立てがない。
 [典拠] [01]～[09]、[14]、[15]、[18]、[20] は、RD, 24607：[10]～[13]、[16]、[17]、[19]、[21]～[27] は、RD, 24608：[28]～[42] は、RD, 24609による。

問題である ([41]、[42])。

最後に、この環境闘争は、ヘンネキクからは淡々とした審査過程として描写されているが、の史料分析と対比する意味からも、簡単に紹介しておこう (Henneking, 1994, pp.315 318)。84年 1 月企業家は、新製品の生産のために認可申請を行い、同時に迅速な審査を要請した。それを受け付けた上級市長と専門家の立場から鑑定書を作成した郡医師は、企業家を支援する姿勢を明らかにした。2 月 18 日開催の意見聴取会の席上、企業家は反対派住民の異議内容を全面否定したが、彼らが証人に立てたボン大学のフライターク教授とボッフム在住のアンモニア工場経営者の証言が、国王政府(合議団)に決定的影響を与えた。その翌日の認可決定において、申請された品目のうちアンモニアを除き、条件付きの認可が与えられた。その決定に不満を抱いた企業家は、3 月ただちに抗告審に訴えた。反対派住民も、ドルトムント在住の化学者、カイザー博士の鑑定書を 4 月に提出し、アンモニア生産に付随する危険を強調した。それを受け付けた商務相は、6 月条件設定により住民の危惧する危険・迷惑は回避可能と判断する決定を下した。翌 7 月、その抗告審決定を踏まえて認可文書が作成され、闘争は終結した。しかし、企業家側の準備不足もあって工場建設は遅れに遅れ、認可申請された 4 品目の生産が開始されたのは、1888 年 1 月のことだった。その直後に、住民多数から苦情が寄せられ、立ち入り検査と改善勧告が行われたが、その行方について史料が伝来せず不詳である。

(2) - 2 ダール会社の伝来史料

ダール会社による認可申請に関する最初の伝来史料は、83 年 5 月 16 日付けの郡長官 (ラント評議員) から国王政府宛の書簡である ([01])。その後、通常の審査手続きに属する郡役人による書類・図面の予備審査、国王政府の許可を得た後に実施される計画の公示、および公示後 2 週間以内に認められる住民の異議申し立てが、いつ、どのようにして行われたのか、情報は無い。二番目に古い史料に当たる、84 年 1 月 7 日の上級市長から国王政府宛の書簡に従えば、83 年 9 月 27 日と 11 月 27 日に 2 度にわた

り意見聴取会が開催され、両当事者間で和解の達成が模索されたことが分かる ([02])。その後、84年1月28日の第三回意見聴取会開催に向けた準備として召喚状が発送され、両当事者の受領証が残されている ([03]、[04])。

84年1月28日開催の意見聴取会の記録は、異議申し立てが2人に留まった事情もあって、ヘルベルツ闘争ほどの熱気を感じさせないが、審査を担当する合議団の構成、両当事者の証言の点で貴重な情報を含んでいる ([05])。その翌日に、意見聴取会の検討結果を踏まえて国王政府は認可決定を下し、3月15日に認可文書を作成して交付している ([06]、[09])。今回は、両者とも商務省を舞台とした抗告審に訴えなかったことが分かる。その間、子供の健康被害を受けた反対派住民の一人が、国王政府の決定に沿って企業家に損害賠償を要求し、支払いを受けている。84年2月1日～5月14日に残る4通の書簡、特に上級市長・国王政府間の往復書簡が、その模様を伝えている ([07]、[11]～[13])。この問題に対して上級市長は、84年2月19日に国王政府宛てに書簡を送り、意見表明をしている ([08])。ヘンネキンは、上級市長の企業寄りの姿勢を読み取っているが、筆者には修正が必要のように見える。これによって、前半の闘争は一応幕を閉じたが、認可条件の一つに挙げられた「工場規則」の作成・追認をめぐる84年6月から85年4月まで上級市長経由で国王政府とのやり取りが続くことになる ([14]～[17]、[20]、[36]、[39])。

後半戦の闘争は、舞台をバルメンからエルパーフェルトに移して84年10月から始まった。ただ、今回も企業家の提出した認可申請書は伝来していない。この問題に関する最古の史料である84年12月1日、85年1月23日付けのエルパーフェルト上級市長 (E 上級市長と略す) から国王政府宛の2通の書簡は、ダール会社からフクシン・アニリン青生産の認可申請がでたこと、その後、住民の異議申し立てがあったこと、の2点を報告しただけである ([18]、[19])。84年10月30日に認可申請が行われたことを明記しているのは、2月11日の企業家から国王政府宛の書簡においてである ([21])。それと同日付けで反対派住民の代表者キュルシュナーから異議申し立て書が国王政府に送られた ([22])。その際、化学工場の排出するガス・蒸気から日常的に被害を受けている市民グループが、抗議書を作成し、キュルシュナーを通じて国王政府に提出したことは注目される ([23])。

それを待ちかまえていたように、5日後の2月16日に意見聴取会が開催された ([24])。この史料は、担当する合議団の構成と両当事者間の多様な争点について情報を提供している。その検討結果を踏まえて国王政府は、2月20日に認可決定を行い、その内容を、3月3、4の両日に反対派住民宛に郵送し、3月5日には企業家に手渡した ([26]～[29])。企業家は、3月12日に認可文書の発給による法的効力の発生を待って工場建設に取りかかることを、伝えた ([29])。

しかし、反対派住民13名は、国王政府の決定に満足せず、3月12日付けで抗告書を提出した ([30])。ここに85年6月まで続く闘争の第2ラウンドがスタートした。今回は、E 上級市長も、公益の侵害を危惧して積極的に反対派住民に与する姿勢をみせた。この点は、85年3月14日付けでE 上級市長から国王政府宛の書簡から読み取ることができる ([32])。この事情も手伝って、エルパーフェルト公衆衛生委員で市立病院医長の資格を持つクラス博士とドルトムント在住の化学者カイザー博士との作成した鑑定書が2通添付された ([31]、[35])。ただ、カイザー鑑定書の作成月日をめぐっては疑

表3 1883 1885年ダール会社をめぐる環境闘争関係の史料一覧

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要 旨
83 5.16	[01] 郡長官から国王政府宛の書簡	1883年5月1日付けのダール会社からのアニリン工場の移転や拡張に関する認可申請：B 上級市長から意見表明を要請
84 1.7	[02] B 上級市長から国王政府宛の書簡	1883年9月27日の意見聴取会：妥協に至らず。83年11月27日の第2回意見聴取会：郡建築官と郡医師の鑑定書を提出を要請この2通の鑑定書に基づく判定を国王政府に要請。「最近、産業施設に対する抗議が頻発」安易に反対派に与せぬよう要請
84 1.18	[03] 意見聴取会への召喚状	ダール会社の認可申請に関して2人の住民から異議申し立て：84年1月28日開催の意見聴取会
84 1.21	[04] 郵便の受領証	意見聴取会（1.28開催）への召喚状の郵送：その受領証
84 1.28	[05] 意見聴取会記録	両当事者の意見交換：3ヶ月前の無認可実験による子供の健康被害、企業家は責任を認める。工場建設以前から家屋所在
84 1.29	[06] 認可決定	条件付きの認可決定：無認可実験による被害については「営業条例」第74条に従って処罰
84 2.1	[07] 反対派住民グライフから国王政府宛の書簡	認可決定における企業家の裁判費用負担の決定を受けて、費用の請求
84 2.19	[08] B 上級市長から国王政府宛の書簡	ダール会社の無認可実験に伴う住民被害と処罰について：近隣住民への被害回避に熱心に取り組み、処罰の撤回を要請。
84 3.15	[09] 認可文書	条件付きの認可発給：融解・硫化釜に密閉蓋を設置、労働者保護に関する条項を含む「工場規則」作成義務
84 3.31	[10] B 上級市長から国王政府宛の書簡	認可文書の両当事者宛の郵送
84 4.18	[11] B 上級市長から国王政府宛の書簡	認可文書を反対派住民に手渡し：企業側から損害賠償の意思表示があったことの報告
84 4.22	[12] 国王政府から B 上級市長宛の書簡	反対派のグライフに対する賠償金額35.75マルク：14日以内に受領証を作成するように指示
84 5.14	[13] B 上級市長から国王政府宛の書簡	反対派のグライフに対する賠償金の支払い完了：受領証の作成を報告
84 6.18	[14] B 上級市長から国王政府宛の書簡	認可条件2の「工場規則」作成義務：草案を国王政府に送付して、適否の判断を仰ぐこと
84 9.16	[15] B 上級市長から国王政府宛の書簡	修正要求の出た「工場規則」の新草案に関する適否の判定を要請
84 9.23	[16] B 上級市長から国王政府宛の書簡	国王政府から2度にわたる指示：9月3日には3ヶ月以内の「工場規則」作成の要求。まだ完成せず、聞き取り調査の実施を要請
84 11.25	[17] B 上級市長から国王政府宛の書簡	84年9月23日の報告後も「工場規則」は完成せず：期限の延長願い
84 12.1	[18] E 上級市長から国王政府宛の書簡	C.リヒターの旧アリザニン・アニリン工場の一部を賃借して、フクシン・アニリン青の生産を計画
85 1.23	[19] E 上級市長から国王政府宛の書簡	ダールの認可申請に対して異議申し立て：上級市長は反対派住民に懐疑的
85 3.16	[20] B 上級市長から国王政府宛の書簡	85年1月31日付けの「工場規則」草案が手元に届いていない：猶予願い
85 2.11	[21] ダール会社から国王政府宛の書簡	84年10月30日付けの認可申請：書類・図面の修正（フクシン製造用釜、アニリン青の作業場、煙突高度）、迅速な審査を要求
85 2.11	[22] 反対派住民 K から国王政府宛の書簡	E のジモン通りの化学工場建設後のガス・酸排出による被害：住民の抵抗に拘わらず認可発給、認可棄却を要求

年月	史料名(所収頁)・史料番号	要旨
日付なし	[23] 反対派の支持グループからの抗議書	Eにおける工場建設の認可申請をめぐる闘争: キュルシュナーら反対派住民を支持する市民グループ結成: 「食事仲間」昼夜を問わない有害なモヤ・蒸気による被害に晒される近隣住民: 「企業を断罪する資格あり」
85 2.16	[24] 意見聴取会記録 (pp.51-52r)	合議団の構成、反対派住民3名、両当事者の発言: 認可決定認可条件を設定すれば、大きな不利益・迷惑は回避できる認可条件(廃水のW河排出は禁止、浄化池を経由して導管を通じたW河排出)、費用は反対派の負担(1884年法による)
85 2.20	[25] 認可決定 (pp.53-54)	認可決定: 内容は [22] に重なる
85 3.3/4	[26] B 上級市長から反対派住民宛の書簡 (pp.56-56r)	認可決定の反対派住民への送付
85 3.4	[27] 郵便の手渡し状 (p.57)	認可決定の手渡し確認状
85 3.5	[28] B 上級市長から国王政府宛の書簡 (p.54)	認可決定のダール会社への手渡し: その受領証を受け取ったことの報告
85 3.12	[29] ダール会社から国王政府宛の書簡	認可決定を受理: 法的効力発生後、ただちに建設開始
85 3.12	[30] 反対派の抗告書	13名の署名のある抗告書: 資料としてドルトムントの化学者カイザー博士の鑑定書を添付 E 市当局も健康に害ある蒸気・ガスの土地所有者・病院施設への被害を危惧。「現地・事実関係」は「権威ある」化学者の鑑定書を参照
85 3.13	[31] B 公衆衛生委員クラウス博士の鑑定書	ダール会社の化学工場ができれば、近隣の土地と市立病院に被害: 科学的な鑑定人としてドルトムントのカイザー博士を紹介
85 3.14	[32] E 上級市長から国王政府宛の書簡	E 上級市長は抗告に踏み切った反対派住民を支持: E 公衆衛生評議員クラウス博士と化学者カーザー博士の2通の鑑定書市立病院への被害を考慮した公益擁護
85 3.25	[33] 国王政府から E 上級市長宛の書簡	E 上級市長による2月20日付け認可決定の送付要求: 5日以内に発送する
85 4.10	[34] ダール会社から国王政府宛の書簡	反論書作成のための抗告書(Kらの作成)を返却: 可及的速やかな審査を要求
85 4.11	[35] カイザー博士の鑑定書	ダール会社の認可申請後、反対派住民の依頼を受けて鑑定書作成: 4月9日に実地検分 立地の適否と染料生産の問題点
85 4.16	[36] ダール会社の「工場規則」草案	85年1月31日付けで作成、B 上級市長の確認は4月16日: 全体で20項目
85 4.19前	[37] ダールの反論書	受理日は4月27日だが、[36] に提出済みとある: カイザー博士の鑑定書への反論(工場周辺地域の状況説明に誤り)、技術的問題点 フクシンは製造工程で有害な影響はない、化学工場で完璧な蒸気・ガス排出抑制は不可能、不安のあるアニリン生産では対処
85 4.19	[38] 国王政府から商務省・反対派住民K宛の書簡	1. 商務省宛: カイザー博士の鑑定書について、ヴッパータールの化学工業には精通しているが、「ドルトムント在住の私的な化学者」との評価 その内容も、2月20日の認可決定を覆す物ではない。計画される施設は、古い同種の施設より大いに改善。抗告を退けて、認可決定を追認するように要請(ダール会社からの迅速な審査要請と抵抗心を煽る事態を回避しよう) 2. 反対派のK宛てには、前半部の商務省宛に送付した書類一覧の通知のみ送ったと考えられる
85 4.24	[39] B 上級市長から国王政府宛の書簡	85年3月16日付けのB 上級市長からの報告に関連して、ダール会社の「工場規則」第19条を修正したこと

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要 旨
85 5.8	[40] 国王政府からダール/商務省宛の書簡	1. ダール宛：迅速な審査に関する嘆願書は受理したが、抗告審は管轄外。迅速な処理を要請したことを報告 2. 商務省宛：ダール会社から出された迅速な審査手続きに関する要請を伝達
85 6.13	[41] 認可文書	85年2月20日付けの認可決定に条件を追加：労働者の生命と健康を保護するための規定に十分配慮する = 「工場規則」

(注) 略号：B Barmen、E Elberfeld、K Kürschner、W Wupper。大半の史料にはページ立てがない。
[典拠] [01]～[09]は、RD, 24607；[10]～[40]は、RD, 24608；[41]は、RD, 24609による。

問が残る。反対派住民の抗告書では3月12日と書かれているが、前半の現地調査を踏まえた立地条件と後半の化学的評価の双方が揃った完成版は、商務省送付分に付された4月11日が正しいと考えている。それにはいくつか理由がある。何よりも、商務省に送付された鑑定書の冒頭に、その作成経緯が書かれているが、現地調査のためにエルパーフェルトを訪問したのは4月9日とある。もう一つは、上述のクラウス博士が、厳密な科学的裏付けを得るためにカイザーに鑑定書作成を依頼した日付を「一昨日（3月11日）」と記しており、技術的にみて、その翌日に完成版ができあがったとは考えづらいことである（[31]）。したがって、鑑定書後半のフクシン・アニリン染料に関する鑑定が先行して作成され、その後、反対派住民の依頼を受けて前半の現地状況が書き加えられたとも考えられるが、正確なところは分からない。

その間、企業家は、4月10日に反論書作成の基礎資料となった抗告書を返却すると同時に、迅速な審査を要求した（[34]）。ただ、企業家の反論書が、いつ国王政府に提出されたのか、詳細は不明である。ベルリンの商務省に送付された企業家の反論書には、作成日は書かれていず、受理日として4月26日が挙げられているに過ぎない（[37]）。ここでは、4月19日付けで国王政府が商務省宛に意見書を送付している事実を考慮して、4月10日から4月18日の間と理解しておきたい（[38]）。その後、5月28日の商務相による抗告審決定を受けて、国王政府は6月13日付けで認可文書を作成して、闘争の後半戦も終了した。

最後に、ヘンネキングが、この闘争を、どのように描写していたかを簡単に見ておこう（Henneking, 1994, pp.322-324）。84年1月バルメン工場の抜本的改築のための認可申請が提出され、反対派住民の異議申し立てが出て、闘争が始まった。意見聴取会での和解の試みは成功せず、上級市長は、2人の郡役人による鑑定書を添付して国王政府の判断に委ねた。ただ、上級市長は、郡建築官の条件付き認可に賛同する姿勢を示しており、反対派には批判的であった。特に、84年2月上級市長から国王政府宛の書簡から看取できるように、無認可の実験を行い近隣住民に被害を与えたダール会社に寛大な措置を要求するなど、企業寄りの立場をとっていた。84年3月国王政府は、条件付きの認可発給を決定し、前半戦の闘争は終わった。84年12月～85年6月の後半戦の闘争は、舞台をエルパーフェルトに移して展開された。旧リヒター工場の一部を賃借して染料生産を行うことに関して認可申請が出されると、85年2月に住民35名から異議申し立てが出た。狭隘なヴッパー流域、ことにエルパーフェルト西部には化学工場多数が立地して甚大な被害がでており、それを一段と悪化させる恐れがあ

るという。しかし、2月20日の国王政府の決定は、条件付きの認可発給であった。反対派住民は、3月2通の専門家の鑑定書を添えて抗告書を提出し、商務省を舞台とする第二ラウンドが始まった。エルパーフェルト市長は、公然とではないが、反対派に与する姿勢を示した。同年4月企業家は、技術的な安全性を力説する内容の反論書を提出した。商務相は、ダール会社の説明に満足し、国王政府の決定を追認する決定を行った。同年6月に国王政府は、認可文書を作成し両当事者に送付して、この闘争も幕引きとなった。その後、原因は不詳ながら、1891年10月～11月、1896年7月～9月に新たな認可申請を契機として環境闘争が発生しており、これもダール会社の認可闘争の回数に含まれている。

Ⅲ. 1880年代半ばの2つの環境闘争

(1) 1883/1888年ヘルベルツ会社をめぐる闘争

ヘルベルツ会社をめぐる発生した闘争は、次の3時期に区分できる。前半は、83年末から84年3月までの国王政府を舞台とした闘争で、企業家の認可申請から認可発給までの時期に当たる。後半は、84年3月から84年7月までの闘争で、国王政府の認可決定に不満を抱いた企業家が抗告書を提出したことを契機に商務省を主要な舞台として闘わされた時期に当たる。85年4月から88年9月までは、その後史に当たる。既述のように、裁判費用の負担をめぐる両当事者の交渉、工場建設の期限延長、工場完成後の住民からの苦情の3点が問題となっている。以下、時代を追って順次見ていこう。

(1) - 1 闘争の前半戦 (83年11月～84年2月)

前半の闘争は、83年11月頃企業家が、苛性ソーダ、アンモニア、硫酸鉛、硝酸銅からなる4製品生産に関する認可申請をしたことに端を発している ([03])。しかし、計画公示関係の史料は伝来していず、審査の迅速化のために、異議申し立てのあるなしにかかわらず、当初から意見聴取会の日程を掲載する20世紀初頭の方式が採用されていたのかどうか、残念ながら分からない (田北, 2011a, p. 53)。いずれにせよ、上級市長は、83年12月8日に意見聴取会を開いて、両者の和解を模索したが成功しなかった ([04])。そこで、2名の郡役人に専門家の立場から鑑定書作成を依頼した。

そのこと自体、1861年「執行規則」第13項 3に下記の規定があることを想起するとき、いたって当然だとも見なせる。「文書で提出される鑑定書は、公的な役人によって公印を付して発行される場合か、あるいは署名が信憑性ありと判断される場合かに限り、考慮されるところとする」(MblI, 22, p. 175)。しかし、1872/75年イエガー会社の闘争では、両当事者が独自に化学者・医師の鑑定書・診断書を提出するか、あるいは国王政府の委託を受けた医療評議員バイヤーが、実地検分の記録を提出するかしており、郡役人の手で鑑定書は一切作成されていないことを付記しておく (田北, 2010a)。最初の意見聴取会において和解に至らなかったとき、上級市長は郡役人の鑑定書を添えて、「予想される住民の不利益・危険・迷惑が大きいのか否か」の判断を、国王政府に委ねるのが、この時期のやり方であった。この点は、後述のダール会社からも明瞭に読み取れる。

ところで、上級市長から依頼を受けた2名の郡役人は、次のような鑑定結果を寄せた。建築査察官

は、住民の異議申し立てに建設関係の問題が含まれていないとして意見を控えた ([04], p.1r)。パルメン郡医師・公衆衛生委員は、企業家の添付した83年12月22日付けの化学者、クリューガー博士の鑑定書に挙げられた製法から判断する限り、「住民が回避すべき公衆衛生的な不利益が及びうる」(op. cit., p.1r) と述べて、危険を指摘した。

それに先行して84年1月15日に企業家は郡長官宛てに書簡を送り、「(認可申請が) 可及的速やかに実施されるよう、そして困難な問題が発生することなく、速やかに工場の創業にこぎ着けられるよう」([01]) 協力を要請している。1月22日に国王政府から上級市長に送付された書簡は、企業家の要請を真剣に受け止め、「我々に与えられた指示を速やかに実行したいと考えられている」([02]) と、迅速な審査を行うように指示した。この迅速な審査の要求は、化学工業にとっては苦肉の策だった。1891年「化学連盟」役員会は、認可制度に関するアンケート調査を実施したが、その結果「ほとんど全ての苦情は、まさに寓話とも見えるような遅延に関係しており、ほとんど全ての要望と提案は、迅速化という目標達成のための手段を扱っている」(CI, 14, pp.390-391) と報告している。しかし、「営業条例」「執行規則」の改正に関する帝国宰相・参議院宛ての嘆願も、短期間での成果を期待できない状況にあったからである。

それを反映するかのように、84年2月18日開催の意見聴取会に向けて早々に準備が進められた。2月9日に召喚状を作成し、10、11の両日に郵送した ([05])。他方、反対派住民13名は、61年「執行規則」第14項に沿って弁護士アルテンベルクを全権代表者に据えた ([07])。

前半戦のハイライトが、2月18日開催の意見聴取会である ([08])。まず、合議団の構成メンバーを一瞥することから始めよう。議長役を務めるケニヒを含む2人の政府顧問官、認可制度の趣旨に沿って「公衆衛生・火災・建設」面での適否を判断するための医療評議員(バイヤー博士)と建築評議員(ライニングホーフ)、専門家の立場から営業評議員(ヴォルフ博士)の5名から構成されている。この構成は、後述のダール会社の事例からも確認できるが、1874年4月18日にイエガー会社をめぐる闘争時の構成と比較してみると、1点を除いて大きな変化は見られない(田北, 2010a, p.85)。すなわち、専門家の立場で参加していたエルパーフェルト実業学校長アルトローペ博士に代わり、1884年改訂版の「執行規則」第42項に則って営業評議員が参加している(MbII, 45, p.167)。したがって、公衆衛生・火災・建築管理の3点から「住民の大きな不利益・危険・迷惑の発生」の可能性を適切に審査するための医療・建築専門家は参加しており、その限りで認可制度のもつ「住民保護」の精神は生きていた。

次に、出席者に目を移そう。反対派住民20名のうち出席を確認できるのは、13名の全権代表者の資格をもつ弁護士のアルテンベルクと、質疑応答を行った居酒屋経営者ブロッカーマンと他の4人に過ぎない。後に抗告審では反論書を提出したライン不動産銀行の関係者は、確認できない([23])。他方、企業家は、訴訟補助者として弁護士を同席しており、意見聴取会の場で発言するのは、もっぱら弁護士の役割だった。その間の事情は、原告側の中心人物が弁護士であり、法律関係の問題で揚げ足をとられることのないよう慎重を期したためと考えている。したがって、1907/09年イエガー会社をめぐる闘争において高度な科学技術的論議に備えるかのように、化学者を同席させたのとは、いくぶ

ん事情を異にしており、1870年代の意見聴取会・証人尋問会と特質を共有しているといえよう。なお、議事進行の手順に沿って、発言者と発言の要旨は表にまとめているので、それを参考にしながら、熱気あふれる意見聴取会の模様を再現してみよう（表4を参照）。

議長役のケニヒが、これまでの経過と両当事者の主張の概要を簡単に説明し、引き続いて企業家の訴訟補助者が、反対派住民の異議申し立て理由に鋭く反論して始まった。

第1の論点は、いわゆる「その場では甘受すべき汚染水準」の原則を引き合いに出し、異議申し立て自体を不当と片付ける姿勢である。産業都市バルメンの過半数の住民は、その生活を工場に依拠している事実を強調しつつ、次のように主張する。「工場主は、近隣住民にある程度忍耐を要求できる…（『営業条例』第16条の要求するところは、あくまで「大きな」不利益・危険・迷惑の回避であって）わずかばかりの不快感は、産業的利益の観点からすれば、近隣住民たちから甘受されるべきである」（[08], p.156r）。この「甘受すべき汚染水準」の原則の環境闘争における扱いについては、ブリュッゲマイヤーとT. ロンメルスバハーが1992年に詳しく論じており、ルール工業地域では1916年の最高裁判決によって確立したと言われている（Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.35-49；田北, 2004a, pp.322-324）。そこで紹介された1899/1910年ヘルトに立地するヘルマン製鉄所と一人の不動産所有者の間で損害賠償請求をめぐる争われた裁判では、ポフム鉱山大学のブロックマンズ教授が、その原則を引き合いに出しつつ企業側の利益擁護を試みているが、それは、ヘルベルツとほぼ同じ論調であることを再確認しておきたい³⁾。

第2の論点は、20名を数える反対派の形成を、「少数者が、抗議書を手渡して回覧して、署名するように説得したのであろう」（[08], p.156r）と述べ、一部積極分子の扇動に帰していることである。これは1874年6月6日付けでイエガーから商務省に送付された抗告書にもあるように、企業家の使う常套語である（田北, 2010, p.81）。第3の論点は、1859年の工場建設後に住宅は建てられ、しかも「その後、工場は大きな成功を収めたが、一度も大きな苦情を受けたことがない」（op. cit., p.156r）ということである。1890年ハンブルクの化学工場経営者であるグルーパー博士は、「化学工場と近隣住民」と題する論考において、損害賠償金の獲得目的で後発的に土地を取得した農民を英国で「タール農民」と表現する例を紹介しており、産業界も由々しき問題と考えていたが、それと無縁なことを誇っている（Gruber, 1890, p.588）。第4の論点は、反対派住民の主張と真っ向から対立した、工場の立地に関してである。企業家側の弁護士は、次の諸点を挙げて工場建設予定地が最良の立地条件を備えていると主張する。一つに、傾斜地の側面に位置して住宅より高まりにあること。次に、ヴッパータールで支配的な風向きが西風であることを考慮するとき、排出ガスが住宅地に迷惑をかけるはずはないこと。さらに、廃水処理についても万全の用意をしていることである。「ヴェストコッター通り

3) ブロックマンズ教授の証言は、田北, 2004a, p.334に邦訳しておいたので参照願いたい。1907年ザクセンのエルベ河畔ラーテンの別荘所有者たちは、逆にその原則を抛り所にして陶磁器工場建設の反対運動を繰り広げている。「工場ができれば、訪問者たちは、素晴らしい緑地の代わりに、煙にくすんだ煙突と汚れた工場敷地を眺めることになるだろうし、この工場から排出されるモヤが滞留した場合、傑出した景勝地に有害な作用を及ぼすことになるだろう。世界中で賞賛される（当地の）景観美に対する（煤煙による）大きな攪乱は、当然ながら、多様な国籍をもつ旅する教養人と自然愛好者から憤激の嵐を招くことになるだろう」（Andersen, 1987, p.151）。

表4 1884年2月18日開催の意見聴取会の概要

順序	発言者	発言内容
01	政府顧問官ケニヒ	簡単な経過説明
02	企業家の弁護士	1. いわゆる「甘受すべき汚染水準」原則について：Bは産業都市 2. 20名を超える反対派住民の参加は、一部積極分子の扇動の結果 3. 工場建設が住宅建設に時期的に先行（住民は迷惑を承知） 4. 最良の工場立地の選択：風向、廃水の小川排出 5. 4種類の製品生産を計画：アンモニアを除き原料の搬入もなく高い安全性
03	反対派住民	質問：アンモニア水の搬入時に迷惑発生の恐れはないか
04	企業家の訴訟補助者（弁護士）	解答・補足説明： 1. 鉄道の貨車から導管を通じて直接工場に搬入、危険はない 2. アンモニアガスの処理方法：水で薄め、残りの有毒ガスは燃焼、迷惑はない 3. Bに立地するリュトゲン所有のアンモニア工場の迷惑は承知：製法・処理法が異なり安全
05	反対派のビール醸造業者	質問：生産残滓の保管場所に地下室を利用することはないか
06	企業家の訴訟補助者(弁護士)	解答：ない
07	反対派の弁護士	反論： 1. 反対派住民が多数となった理由は、扇動の結果でなく、財産・健康被害への大きな危惧 2. ビール醸造業者の抱く危惧：反対派の立てた鑑定人フライターク教授の証言に譲る 3. 工場の排出するガスの被害：支配的な風向きは主張とは逆、工場の低地部立地 4. アンモニア水の搬入：駅からの距離（300米）から判断して困難 5. 立地条件の問題点：多数の住民居住、住宅地より低い工場敷地の位置
08	反対派の鑑定人フライターク教授	証言（鑑定結果）：アンモニア工場の有害性 1. ビール醸造所との距離（90米）から判断して、大きな被害発生の可能性 2. これまでのアンモニア工場への立ち入り検査の経験：有害蒸気の発生を完全な抑制は困難
09	反対派住民3名	1. Wk 通りに小川が貫流するという主張への疑問 2. H 工場敷地と隣接するローヴィンケル工場と近隣借家人へのガスによる被害 3. 80人の借家人の入っている家屋：H 工場まで近く「迷惑から引越しを考えざるを得ず」
10	アンモニア工場主リュトゲン	1. アンモニア生産時の硫化水素ガスの発生と拡散は不可避 2. 生産残滓には多様な有害物質を含有：排水の排出は許されず
11	企業家の訴訟補助者（弁護士）	1. 駅から工場までの導管設置：空間利用の許可は市当局から取得済み 2. ビール貯蔵倉へのアンモニアガス流入の危険はない：完全密封の装置利用 3. 誰かに損害賠償請求を受けてはいない 4. 苛性ソーダは石鹼の原料でもあり、迷惑を発生する原因物質ではない
12	反対派の弁護士	1. 導管設置に関する鉄道管理局の許可が得られるかどうか疑わしい 2. ビール貯蔵倉へのアンモニアガス流入の危険がないのか、疑わしい
13	合議団	「大きな不利益・迷惑発生在が危惧されるアンモニアを除いて条件付きの認可決定

(注) 省略形：B Barmen、H Herberts、Wk Westkotter

[典拠] 表2の[08]より作成。

を貫流する小川に排出されるが、流れが急で直ちに拡散するので、いささかの迷惑をかけることがない」 ([08], p.157)。水位が下がる夏場には、ライン河の水利管理局の許可を得て、ヴッパー河に排出する手はずであるという。最後に、生産を予定する4品目のうちアンモニアを除き、原料の搬入はないので、輸送関係の問題で抗議を受ける恐れはないこと。

それに続いて、反対派住民からアンモニア水の外部からの搬入に伴う迷惑発生の可能性について再度質問がでた。企業側の弁護士は、鉄道駅の貨車から密閉した導管を通じて工場まで搬入するので、危険性はないことを繰り返し述べ、同時に2つの補足説明を行った。

一つは、アンモニア生産時に発生するガスの処理に関係しており、基本的に浄化装置経由で水で薄める方法をとること、微量ながら残る有毒ガスは燃焼処理すること、の2点を述べた。もう一方は、バルメンのアンモニア工場のガス漏れ事故に関する説明であり、完全に無臭化後に密閉容器に詰めて搬出することを述べた。それと関連して、ビール醸造業者から地下蔵を生産残滓の保管場所として利用する予定の有無について質問があり、企業家側から「ない」との解答をえた。

表4の番号7に掲げた反対派の弁護士の発言は、企業家側の弁護士への全面的な反論となっている。第1に、反対派住民数が20名に達した理由を扇動の産物と述べる姿勢にたいし、大半が土地所有者として財産・健康被害を危惧しての行動だったとする。第2に、近隣のビール醸造業者から出ている不安については、専門家であるフライターク教授の証言に譲っている。第3に、この地方で支配的な風向は、まったく逆であり「住民の方角にモヤが流れてくること」(op. cit., p.158)。第4に、駅から工場までのアンモニア水の導管を通じた搬入は、距離が300米あり、しかもその間に公的・私的建物多数があることから、実現可能性が極めて低いことである。第5に、工場敷地を最適の立地とみる主張にも厳しく反論した。工場敷地は、住宅地より低地部に位置しており、なによりヴェストコッター通りは住民多数が暮らす住宅区であり、被害が広範囲に及ぶ危険性がある。また、類似の先行する判例を紹介して、ビール醸造業者への被害発生の可能性をつよく主張する。すなわち、エルパーフェルトの市有ガス工場と近くのビール醸造業者の認可闘争にあって、双方の距離からみて「被害発生の疑念は否定できない」(op. cit., p.159)との判定が下されている。

次に、反対派の証人としてフライターク教授の証言が続いた。科学技術的知識と現地状況の双方を視野に収めつつ明快な鑑定結果が提示されている。第1に、アンモニア水の濃縮過程で発生する水蒸気・モヤの量は多くはないが、大気中に有害物質が必ず排出される。問題となっているビール醸造所までの距離は90米であり、「その現地状況を考慮すれば、大きな被害の発生が危惧される...その冷蔵用地下蔵に一時間モヤが充満すれば、ビールは台無しになるので、総力を挙げて計画に反対しても当然である」(op. cit., pp.159 159r)。第2に、これまで実施したアンモニア工場への立ち入り検査の経験から判断して、有害な蒸気排出の完璧な抑制は不可能だという。アンモニア水の処理のために塩化鉄やカリを使用して硫黄分を除去しても、有害物質の全てを取り除くことはできない。その後、もう一人の専門家の証言に移る前に、3人の反対派住民の発言がくる。

最初の住民は、ヴェストコッター通りに小川が貫流しているとの発言に疑問を呈している。地誌的データを確認していず、手元の材料では確証をえられない。次の証人は、工場敷地に隣接するローヴィ

ンケル会社の代表者であり、近くの家屋2軒ともども排出されるモヤによる被害を真剣に危惧している。3人目は、工場近くの80人の借間人の入っている建物と計画される煙突高度の関係を問題としており、「大きな迷惑を危惧して引っ越しを考えざるをえなくなるかも知れない」(op. cit., p.160)と述べ、現地調査の必要性を強調している。

その後、反対派住民の立てた2人目の専門家として、ポッフムでアンモニア工場を経営するリュトゲンが証言した。一方で、アンモニア生産過程で硫化水素の発生と拡散を回避することは不可能であると述べる。さらに、多数の有害物質を含む廃水を垂れ流すことは許されないと主張した。「私は、アルンスベルク国王政府から液体(廃水)の排出禁止処分を受けたので、生産の続行が不可能となり、最終的にポッフムへ移転せざるを得なくなった」(op. cit., p.160r)。この証言は、国王政府間で排出物処理に関する基準に大きな格差があること、同業者の口から排出ガス・廃水処理の困難さが論じられたこと、の2つの意味から興味深い。

反対派の弁護士と二人の専門家の証言を聞いていた、企業側の弁護士は、4点につき簡単に反論した。一つは、駅から工場までの導管設置に関して市当局の了解は取得済みで、十分に実現可能なことである。次に、事故を起こした別の工場とは違って、完全に密閉した装置を使用するため、ビール醸造所への被害発生の心配は皆無なことである。さらに、ヘルベルツ会社が現在損害賠償請求を受けていることも、ないと答えた。最後に、苛性ソーダは、石鹼の原料にも使用されているように、迷惑の原因物質とはなりえないことである。この発言にたいして、弁護士アルテンベルクは、ビール醸造所への被害発生の有無を確認し、同時に導管によるアンモニア水搬入には鉄道管理局の許可も不可欠なことを指摘し、その準備状況に疑問を呈している。

以上のように、両当事者の証言・質疑応答と専門家2人の鑑定結果が出そろったところで、合議団は決定を下した。その内容は、翌19日の認可決定から明瞭に読み取れる([09])。

まず、認可発給の対象は、アンモニアを除く3品目に限定される。アンモニアを除去した理由を、次のように説明する。一方で、建設予定地が、住民多数の居住する市区に属しており、おまけに周辺の土地と比べて低地部に位置することである。他方で、モヤの発生は製造・処理工程で細心の注意をはらっても回避できず、よしんばビール醸造所に被害は及ばなくとも、住民の迷惑は不可避なことである。同時に、多数の有害物質を含む廃水のヴッパー河への排出も許されないと述べている。その判断の基準となったのは、国王政府の後半部の説明から看取できるように、反対派の立てた二人の専門家の証言である。その限りで、ヘンネキングの指摘は正しい(Henneking, 1994, p.316)。しかし、同時に看過できないのが、直近のアンモニア工場の事故と併せて、人口の多い定住との距離・高低差や風向など現地状況(立地条件)への配慮である。下に見るように、この現地状況の等閑視こそが、この時期の認可審査の一大特徴をなす。

次いで、住民の迷惑回避のために3つの認可条件を付した([09], p.154)。一つに、酸性ガスの処理については「濃縮装置に導き除去すること」。二つに、煙の処理については「燃焼施設には煙を焼き尽くすための装置を取り付けること」。三つに、煙突の高度については「工場の東側に隣接するローヴィンケル会社の敷地内にある家屋より高くすること」。最後に、係争費用を企業家の負担とするこ

とを明記して、認可決定は結ばれている。

(1) - 2 闘争の後半戦 (84年3月～84年7月)

84年2月19日付けの国王政府による認可決定を受け取った企業家は、3月21日に抗告書を提出して抗告審に踏み切った ([16])。その際、2月18日開催の意見聴取会で提起された問題点をクリアするために用意周到な準備をしていた。この点は、3月7、8の両日付けで提出された史料から明瞭に読み取れる ([10]～[13])。第1に、工場の立地条件として不適切の烙印をおされた判定に対抗すべく、測量士に依頼して工場周辺地域の計測結果を報告書をまとめさせた ([10])。その力点は、2つある。一方は、工場の敷地が住宅地より低部に位置するとの判定への反証として、工場の屋根の高さを鉄道レールと陸橋と比較することにある。もう一方は、排出ガスが住宅地を直撃するとの判定への反証として、陸橋横に蒸気の通路を確認することである。第2に、王立鉄道管理局との往復書簡は、導管設置のための許可取得に関連しており、年間の使用料1マルクの支払いを含む4条件を付した許可証の発行をえている ([13])。第3に、抗告書の技術的説明を裏付けるためのクリューガー博士の鑑定書は、廃水処理の効果に関係している ([12])。このクリューガー博士は、「化学的・技術的試験・実験所」経営者の資格を持つことから、反対派住民の立てたカイザー博士と同じように、民間の化学者と推察できるが、詳細は不明である。論点は、いたって明快で、有害物質を含む廃水は「濾過処理を施した後でヴッパー河に排出されるので、近隣住民に迷惑は及ばず…腐敗性の汚水に対して殺菌作用さえ与える」という内容だった。家庭の有機廃水に伝染病媒介の根源を見だし、工場廃水の効用さえ主張していた、化学連盟の廃水委員会の見解をみるかのようである⁴⁾。

以上のような新たな証拠で脇を固めた上で3月21日企業家の抗告書が提出され、それを受け付けた国王政府は、同日商務省宛に報告した ([17])。この抗告書は、以下の3つの要旨から構成されている。一つは、立地条件に関係した反論である。これまで主張してきた住宅地までの距離 (300～600米) と支配的な風向に加え、他の化学工場はヘルベルツ工場よりはるかな低地に位置すること、被害の大きさから言えばヴェストコッター通りを走る蒸気機関車の排出する煤煙が大きいこと、の2点を強調している。次に、新たな製法の採用と蒸気発生抑制措置により、「万一、蒸気が発生しても誰かに迷惑を及ぼすような量には至ることはない」と断言する。危惧される塩化アンモニウムについては、回収・再利用が企業利益に適っているので、新たな装置を設置して真剣に取り組む。「最悪の場合、廃水全てを気化する用意もある」と述べ、最大限の技術的対応を行う姿勢を示した。最後に、アンモニア水の導管を使った搬入については、鉄道管理局とバルメン市建設委員会の使用許可証を添付して用意万端整っていることを誇示した ([19]も参照せよ)。

このような企業家の抗告書に対して反対派住民は、4月13、14の両日に2通の反論書を提出した ([22]、[23])。それと並行してクリューガー鑑定書に対抗する意味から、カイザー博士の鑑定書を用

4) 1889年の化学連盟総会において「廃水委員会」の委員長ヴェンツェルは、連盟の化学顧問であるベルリン大学私講師 K.W.ユリシュの所説を踏まえつつ、廃水問題を扱う6原則を紹介したが、そのなかに「工場廃水は流行病の原因となったことがない」(CI,12,1889,p.360)とあるように、伝染病との因果関係を明瞭に否定する原則が含まれている。

意した ([21])。このカイザー博士は、末尾に本人の資格を示すための印章を捺しており、そこから「ドルトムントで化学実験所を営み、裁判で宣誓の上証言できる化学者」だったことが分かる。上記のクリューガーが、同じような資格をもっていたか定かでないが、その種の職業が成り立つほど、1880年代に認可審査過程で科学技術的な鑑定結果が重要視されるようになっていたことは否定しようもない。この鑑定書の主眼は、あくまでアンモニア生産時に発生するガス・廃水の危険性を論証することであり、立地条件はごく簡単に片づけられている。すなわち、「工場の立地、周辺の建物の状況、および土壌の性質を考慮するとき、アンモニアの製造は禁止されるべきである」と簡単な言及があるに過ぎない。科学技術的鑑定は、製造過程でアンモニア蒸気の漏出は不可避で健康・植生被害が発生すること、酸性雨となって降下することで土壌劣化と植生被害が発生すること、廃水の浄化池を通じた完全除去は不可能で迷惑が発生すること、の3点を強調している。

4月13日付けで全権代表のアルテンベルクが国王政府に送付した反論書は、法律家の視点が垣間見えて興味深い ([22])。第1の論点は、国王政府の認可決定の際には重要視されていた現地状況に関連している。「反対派住民は、長年の経験に基づき現地状況から、風向きとアンモニア生産時に発生する蒸気の流れる方向と影響については十分に承知している。それにもかかわらず、企業家は認可審査機関（商務省）には、程度の問題として片づけている」。住民保護の原点である現地状況を最大限に重要視すべきというのである。第2の論点は、アンモニア生産時に発生する被害・迷惑に関係している。企業家の挙げる製法でも住民被害が発生することは、カイザー鑑定書から明白である。第3の論点は、むしろ意見聴取会で前景に出された「甘受すべき汚染水準」原則に関係している。この原則を大上段に掲げて、その基準を超えるか否かを論ずるだけでなく、下記の引用に明らかなように、そもそも都市にとって工場の必要性を考慮すべきだというのである。「一般的福利のために不可欠な産業という理由から近隣住民と大衆が、耐えるべきとされる不利益・危険・迷惑の程度を越えているかどうか、考慮されねばならないし、バルメンにアンモニア工場が立地していないかどうかも問われねばならない」。もう一方の、4月14日ライン不動産銀行株式会社の提出した反論書は、いたって簡単な内容になっている ([23])。同社がヴェストコッター通りの31、33、35番地に所有する住宅に入居している住民の健康被害を危惧していること、同時に化学工場の建設が家賃収入の低下を招ききっかけとなりはしないかと、案じていること、の2点が挙げられている。

以上のように抗告書・反論書と証拠書類・鑑定書が出そろったところで、4月19日に国王政府は、それらの書類を商務省宛に送付した ([24])。そのなかで国王政府は、営業評議員の報告を踏まえつつ廃水処理方法に疑問を呈しつつ、認可発給に懐疑的な姿勢を明らかにしている。「我々は、アンモニア生産時に発生する廃水を、計画書の説明に従って処理された状態でヴッパー河に排出されるなど信頼できない...アンモニア生産に関しては、関連した条件を設定した場合にも、認可を発給すべきかどうか疑わしい」。

84年6月28日に商務相は決定を下した ([24])。その内容は、企業家の主張を全面的に認めるものであった。この判定に至った理由は、次のように説明されている。「アンモニア生産を禁止した点に限って（国王政府により）下された認可決定を修正し、3条件を追記して認可を発給した。そのよう

な判断を下すに至った根拠は、修正された図面・経営説明、および抗告書の中で詳細に解説された製法である。その記述は、認可申請書に添付された経営説明に追加し綴じ込むべきである。従って、彼の化学工場に接合してアンモニア生産のための施設の建設を許可する」。修正された図面・経営解説書と抗告書で挙げられた製法説明により、排出ガス・廃水に起因する住民の不利益・危険・迷惑は回避できると判断されたのである。反対派住民だけでなく、国王政府も考慮した現地状況は、いっさい不問に付されてしまった。裏返せば、環境問題の解決における科学技術主義の勝利が、声高に宣言されたのである。もっとも、3つの認可条件を追記しているが。一つは、駅から工場までアンモニア水の導管を通じた搬入義務である。二つは、廃水による被害発生時にはバルメン警察当局の指示を待って浄化処理を行うことを定めて、商務相が必ずしも廃水処理方法に納得していなかったことを示唆している。三つは、1855年「化学工業固有の認可法」に明記された、事後的な改善請求権の行政当局による留保に関係している（田北, 2006, pp.38-42）。1911年商務相は、この留保条項の意義を「多くの場合この規定は、産業自体の利害に適う結果をもたらしている。なぜなら、その種の留保の可能性こそが、多くの疑わしい場合、唯一認可を正当化する根拠となったかからである」（Henneking, 1994, p.94）と表現したが、それを間接的に裏付ける内容となっている。その後、7月12日に国王政府は認可文書を作成し両当事者に送付して、後半の闘争も幕を閉じた（[26]、[27]）。

(1) - 3 後史 (85年4月～88年9月)

正確に言えば、ヘルベルツ会社をめぐる闘争は、84年8月で終了したわけではなく、その後も長くくすぶり続けた。

その第1の問題は、抗告審の費用負担を双方の折半とした決定を契機にして弁護士アルテンベルク・企業家間で発生した裁判費用額をめぐる交渉である。85年4月の弁護士アルテンベルクから国王政府宛の書簡に従えば、費用計算に大きな開きのある金額の確定を国王政府に要求しており（[29]）、その後85年7、9の両月にも同じ主旨の要求が出ている（[31]、[32]）。それを受けた国王政府は、10月3日に上級市長に対し、両者の計算書を付き合わせて詰めの作業を行わせるように指示した（[33]）。11月9日付けの上級市長から国王政府宛の書簡から判断する限り、11月7日に実施された両者の話し合いにもかかわらず、妥協には至らなかった（[34]、[35]）。その後の行方については、史料が伝来せず、不明なままである。ここで問題としたいのは、費用折半の決定が下された事実である。たしかに、法的にみれば、何ら問題はない。1869年「北ドイツ連邦営業条例」第22条は、帝国営業条例にも継承されたが、「根拠なき異議申し立てから発生した費用は、反対派に、そして手続きに伴い発生する他の費用は全て企業家の負担とする。新たな施設の許可に関する文書にあって費用の分担も確定される」（BG, p.251）と定めており、今回の場合は抗告審で原告側が敗訴したため「根拠なき異議申し立て」と判断されたと考えられる。しかし、1870年代のイエガー会社をめぐる闘争では、企業家の負担として決着していた。管見の限り、1845年プロイセン「営業条例」導入直後に発生したヴェーゼンフェルト化学会社の抗告審決定が、唯一の例外をなしている（田北, 2011b, pp.71-77）。ただ、この場合、「営業条例」発布以前から営業していたため、その遡及的適用は不可能との判断が国王政府が

ら示された後も、抗告審まで争った反対派住民にお灸を据える主旨から、条文に沿った判定を下したとみなせよう。同条例の第35条は「公示とそれ以降の手續きにおいて発生する費用は企業家に、そして根拠なき異議申し立てから発生した費用は、反対派に負担させること」(GS, 1845, p.48)と定められている。したがって、この事例は、後述のダール会社の判定と併せて、1880年代半ばの認可闘争から看取できる新事態と見なせようが、その当否の検討は今後の課題としたい。

闘争の後史を飾る第2の問題は、度重なる認可期限の延長に関する企業家の要請である。85年6月16日付けで企業家は国王政府宛てに書簡を送り、硝酸鉛・硫酸銅向けの生産施設建設の遅れを理由として認可期限の1年間の延長を要請している([29])。国王政府は、それに直ちに対応し、6月22日には1年間の期限延長を認める決定を伝えている([30])。しかし、企業家による認可期限の延長願いは、それで終わったわけではない。86年6月25日に上記2品目に加え、あれほど物議を醸したアンモニアの生産施設の建設の遅れを申し立てて、再度半年間の期限延長を求めたからだ([36])。今回も国王政府は、直ちに申請を聞き届けて7月1日に通達した([37])。しかし、半年間の期限が差し迫った87年1月7日に企業家は、建設予定地に不動産抵当が設定されていたことを理由に挙げて、さらに1年間の期限延長を申請した([38])。国王政府は、今回も直ちに許可を与えたが、度重なる延長願いに業を煮やしたか、最終期限を88年1月12日に定め、1月15日までに立ち入り検査を完了するように指示した([39])。88年2月7日付けの上級市長から国王政府宛の書簡は、最終期限前の工事完了と検査終了を伝えており、ようやく認可品目全ての生産体制が完成した([40])。この事例からは、企業家の(資金・敷地)準備不足のまま、審査の簡便化のために、とりあえず認可権を一括して取得しておくという企業家の安易な姿勢と、それを無条件に容認する国王政府の杜撰な対応ぶりが浮き彫りになった。

第3の問題は、ヘルベルツ会社の生産体制完成直後から、住民の不安が的中して健康・財産被害が発生したことである。88年8月18日反対派住民35名が国王政府宛てに送った書簡は、2つの意味から重要である([41])。一つは、認可条件を平然と無視してガス・廃水の排出が行われている結果、工場周辺の広大な市域に健康被害が拡大したという。「ヴェストコッター通りに位置するヘルベルツ化学工場は、署名者たちが知る限り、新製品(アンモニア)生産のためには、全ての有害で迷惑な蒸気・モヤと液体残滓を完全に密閉した導管でミュールグラウベン(ヴッパー河の注ぎ口)まで導くとの条件付きで認可を受けたはずだが、今日まで守られたためしがない。それどころか、最近では毎日夜間より昼間に、刺激性の健康に有害な蒸気と液体残滓を運河(水路)に、ガスは道路上に排出しており、それによって呼吸困難を引き起こすような空気が、ヴェストコッター通りの地下室、住宅および売りに流れ込んできて大きな被害を及ぼしている。ヴェストコッター、シュクレヴェーク、コッホの3通りから徒歩で100歩以上離れたシェレンベルクの家屋で、その危険なガスの犠牲となっている」。冒頭で紹介した1891バルメン警察署長が苦情を寄せた「はじめから遵守されるはずもない認可条件の設定」の典型例が、ここに確認できるのである。しかも、科学技術主義を大上段に振りかぶった商務相が、その推進主体であったことを付記していきたい。もう一方は、国王政府宛の嘆願に踏み切る前にバルメン上級市長宛てに繰り返し上記の事態を訴え、善処を要求したにもかかわらず、何ら措置を講

じなかったことである。住民たちも「理由は不詳ながら」と述べているが、これまで上級市長は、公益擁護の観点から化学工場の市内立地には厳しい姿勢で臨んでいただけに、奇異の感がある。とくに、20世紀初頭のイエガー会社をめぐる闘争にあって都市給付行政関連施設への迷惑を理由に掲げつつ最後まで抵抗した反対派の一員が、デュッセルドルフ上級市長だったからに他ならない。これが、1880年代の認可闘争における質的变化を示唆するとは考えられないが、1853年ヴェーゼンフェルト闘争に際して「都市共同体全体の利益」の視点から市長・市議会の鑑定書提出を通じた認可審査への参加要求さえ行っていたことを考えると、隔世の感は否めない（田北，2011b, pp.79-81）。

(2) 1883/1885年ダール会社をめぐる闘争

この時期のダール会社をめぐる闘争は、バルメンを舞台とした前半戦（83年5月～84年5月）とエルバーフェルトに舞台を移した後半戦（84年6月～85年2月）とに大別できる。しかし、前半戦に決着を付けた84年3月15日の認可文書が、条件の一つに挙げた「工場規則」の作成は、85年4月までずれ込むことになったので、前半戦に含めて検討することにする。

(2) - 1 前半戦の闘争（83年5月～84年5月）

1883年5月16日の郡長官から国王政府宛の書簡は、5月1日にダール会社から工場の移転ないし大幅拡張に関する認可申請がだされたことを報告している（[01]）。その後の審査経過については、84年1月7日の上級市長から国王政府宛ての書簡から読み取れる（[02]）。国王政府の了解を得て計画を公示したところ、直ぐに異議申し立てが出た。その後、83年9月27日、11月27日に2度意見聴取会を開催したが、妥協に至らなかった。そこで、ヘルベルツ会社の場合と同じように、2名の郡役人の鑑定を添えて判断を国王政府に委ねている。郡建築査察官のボルマンは、次の4条件を付ければ認可発給は可能と述べた。砒素・ナフテン酸を使用するフクシンの生産は禁止すること、経営説明に挙げられた以外の方法・原料による染料生産は禁止すること、ベンザルデヒド生産時に発生する「強烈な悪臭を放つモヤ」は高い煙突に誘導すること、廃水のグッパー河排出は導管経路に限定し、いつでも取り下げうる条件をすること。他方、郡医師・公衆衛生委員シュトラウスは、健康被害回避のためには、フクシン生産の禁止とベンザルデヒド生産時に発生する有害な蒸気の換気に最大限注意を払うこと、の2条件をつけた。

これを送付する際に上級市長は、次のような意見を付している。「最近、本市では、産業都市の特性を備えるにもかかわらず、産業施設に対する抗議が目立って繰り返されている。それらは、多くの場合、その時々状況に応じた理由に基づいた当座の要求に帰せるわけで、あまり重要視しないでいただきたい。抵抗に参加する大衆が、彼らの苦情が認められたと感じてしまうから」。ヘンネキンクは、上級市長が反対派に批判的で、郡役人の条件付き認可発給を推奨していると理解しているが、バルメン経済社会を捉えた地殻変動の一部と考える方が適切といえよう。なぜなら、引用部からは、次の2点を看取できるからである。一方は、当初からの組織だったというよりは、むしろ当座的な要求から産業施設への抵抗が頻発していることである。他方は、そのような状況に鑑みると、ダール会

社の認可申請に関する反対派住民の異議を安易に受け入れてしまえば、火に油を注ぎかねないと述べている。

都市バルメンの社会経済や労働運動を扱った W. ケルマンや H. ヘルベルツの優れた業績に従えば、上級市長の表現の背景として、次のような複合的要因を想定できると考えている (Köllmann, 1960, pp.184-186; Herberts, 2001, pp.131-137)。経済的には、1882年を境に創業危機から緩やかな回復過程に入るが、繊維関係の家内労働者・小営業の没落が顕在化してきた。それと対応するかのように、1860年代から本格化してきた労働運動も大きな曲がり角にさしかかってきた。1860年代労働者の要求に対して市民が示す共感、1870年代以降スト戦術を駆使した賃上げや10時間労働が強く要求され、政治色を帯びてくると次第に失われて、亀裂が深まってきた。ただ、ラッサール派の色彩の濃い労働運動は、社会主義者禁圧法 (1878-1890) のもとで厳しく規制された。そのなかで、1885年にあるポタン工場で発生したストライキは、バルメン・エルバーフェルト両都市の労働者の結束を促すと共に、翌年以降ほとんど全ての業種の工場労働者と手工業職人の参加のもとで展開した労働運動にとって、一つの呼び水となったという。労働者・手工業職人の連帯した運動が、非合法的にせよ広がりを見せ始めていたバルメン経済社会の一面を投影していると考えたい。

その後、上級市長は二人の反対派住民と企業家とに召喚状を郵送して、意見聴取会開催に向けた準備を進めた ([03]、[04])。84年1月28日に開催された意見聴取会は、ヘルベルツ会社の場合と比べて、反対派住民の数が少なかったこともあってか、淡々とした質疑応答に終始した。まず、審査を担当した合議団の構成をみておこう。上級政府顧問官と議事の進行に当たる政府顧問官を除けば、医療評議員のバイヤー博士、建築評議員のライニングホーフ、営業評議員のヴォルフ博士の5名であり、ヘルベルツ会社のそれと変わらない。次に、政府顧問官のケニヒ博士による簡単な経過説明が行われ、両当事者の発言が続いた。

初めに、企業家が反対派住民による異議申し立て理由に対して反論を行った。以下の質疑応答からも窺えるように、住民側の最大の反対理由は、認可申請そのものというよりは、むしろそれと並行して行われていた無認可の実験から受けた被害にあった。従って、企業家の反論は、砒素を含む試作品作りは取りやめたこと、そして工場からの悪臭発散は既に停止していること、の2点に関わっている。それに対して、反対派住民のグライフは、次のように発言した。「その工場は、3ヶ月にわたり実験を行った。その間、吐き気を催すような悪臭を発散させたので、子供たちは、すぐ近くの学校のなかで気分が悪くなり、今日には、近所の家で昼食をもどしてしまった。近所全体が不快な臭気に悩まされてきたので、この計画への抵抗 (異議申し立て) 以来、全ての住民が結束している。もっとも、異議申し立て期限が経過する直前にした計画を知らなかった (ので、係争に参加はしていないが)」。実験時に発生した悪臭の健康被害が、異議申し立ての理由となっていること、反対派住民以外に近隣住民も被害拡大を危惧していることを強調した。この発言を受けて企業家は、次のように素直に過失を認めた。「(当時) 原料の選択に制限を設けて居ず、万一、そのままの状態で実験を続けることを許されていたら近隣住民は、はるかに大きな迷惑に晒されていたろう。会社は、今回の計画公示を契機にきっぱりと実験をやめた。工場のすぐ近辺には、住宅だけでなく学校も教区集会場もあり、そのため

に多くの人々が大きな迷惑に晒されたことを十分考慮（反省して）いる。会社が、実験を継続したことは事実なのだから」。2月19日付けで上級市長から国王政府宛てに送られた書簡に従えば、事件の詳細は次の通りである（[08]）。「司祭とウンターバルメンの地区長から苦情が寄せられ、意見聴取会の最中に市の建築官の立ち入り検査が実施されたが、既にナフトール酸の実験を止めていた。近隣住民への迷惑は解消していたので、刑事罰の追及は控えた」。バルメンに本拠を置くイエガー会社、ヴェーゼンフェルト会社、あるいは先に取り上げたヘルベルツ会社にせよ、反対派住民との質疑応答において過失を認め謝罪した例を知らない。その意味から、きわめて希有な発言といわねばならない。それに続いて、恐らく合議団のメンバーから発されたのだろうが、住民2人に工場と住宅建設の時期に関する質問が出た。シュタインは「工場は、グライフの家が建つ前の1842年から現在の場所にあった。1864年に工場は、新たな認可の発給をうけただけである」と答え、工場建設の時期的先行を確認した。最後に、企業家が煤煙発生を抑制する措置を講ずることを約束して質疑は終わった。その後、合議団は条件付きの認可発給を決定した。

その翌日の日付をもつ認可決定文書は、通常書式とは異なる形式で作成されている（[06]）。前半部は、通常書式通りに、経過説明から認可条件に関する内容になっている。すなわち、融解釜・硫化釜には密閉蓋を取り付けること、労働者の保護規定を含む「工場規則」を作成すること、の2つの条件を設定し、最後にヘルベルツ会社の場合と同じように、1855年「化学工業固有の認可法」によって導入された事後的な改善請求権留保の規定を明記している。後半部は、意見聴取会における無認可の実験と被害発生に関する企業家の発言と関連している。帝国営業条例の第72条第2項を拠り所に、処罰することを伝えている⁵⁾。

この後半部の決定に関して上級市長は、国王政府に働きかけて寛大な措置を求めている（[08]）。「ダール会社は、これまで近隣住民に一切不快感を与えないように注意を払ってきた。上級官庁(商務省)と国王政府が、類似の事例に寛大な扱いを命じてこられたことを想起するとき、罰則適用を控えるのが相応しいと信ずる」。ヘンネキンは、この表現に注目して市当局のダール会社への肩入れを強調している。それは誤りではないが、肩入れしたのは、それなりに理由がある。引用の前半部から看取できるように、近隣住民への迷惑を最大限回避してきた優等な企業と認められていたからである。この点は、で述べたように、1860/70年代のイエガー会社をめぐる認可闘争関係の伝来史料からも裏付けられる。少なくとも、1880年代以前は都市の社会ルールを遵守する企業として、悪名高いイエガー会社とは好対照をなしていたからである。

その後、国王政府は、3月15日付けで認可文書を作成し、郵送ないし手渡しで両当事者に届けた（[09]～[11]）。したがって、今回は商務省を舞台にした抗告審はなく、反対派住民グライフは、2月1日に損害賠償請求を行い、5月14日までには受領している（[07]、[11]～[13]）。これによってバ

5) その下敷きとなった1869年「北ドイツ連邦営業条例」第147条第2項を紹介すれば、次の通りである。「作業場の特性や立地に鑑みて、特別の認可が必要である産業施設を許可なく建てたり、認可発給の際に設定された条件を守らなかったり、あるいは新たな認可を獲得せずに、作業場に大きな変更を加えたり立地を変えたり、さらに施設の経営に大きな変更を加えたりした者」(BG,p.279)。

ルメンを舞台にした闘争は終了したが、認可条件の一つ「工場規則」の作成は、大きく手間取ることになる。

企業家は、認可文書発給を受けて直ちに「工場規則」の作成に取りかかったようだ。6月18日付けの上級市長から国王政府宛の書簡は、同封の「工場規則」草案の適否の判断を求める内容となっている（[14]）。この草案は伝来していず、中味は不明だが、修正の注文がついた（[15]）。よほど難しい注文がついたのか、草案の修正は困難をきわめ、84年9月から85年3月まで繰り返し猶予願いが出されている（[16]、[17]、[20]）。「ダール化学会社の工場規則」として原案が完成し、上級市長・助役の閲覧に供されたのは、ようやく85年4月16日のことだった（[36]）。これは、全体で20項目から構成されているが、その大半は雇用条件・労働条件に関係しており、危険な化学物質を扱う作業場を対象とした「規則」とは程遠い印象を受ける。例えば、作業場で発生する健康に有害なチリ・蒸気に対する備えとして換気やマスク着用を定めた第15項、あるいは経験的に目を痛める危険のある作業の従事者に対する眼鏡の着用を定めた第19項が、多少とも化学工場に関係している。それ以外では、道具・機械・装置操作に関わる安全規定に関わる3項目が目を引き程度である。この点で、1877年7月にイェガー会社が作成し国王政府から修正を求められた「工場規則」案と共通の特徴を示している（田北, 2008, pp.78-80）。案の定、その原案は、再度手直しを求められた。85年4月24日に上級市長から国王政府宛の書簡は、第19項を修正したと報告している（[39]）。ただ、それによって「工場規則」が国王政府から追認されたのかどうか、史料が伝来しないために分からない。

(2) - 2 エルバーフェルト闘争の前半戦（84年10月～85年3月）

「工場規則」作成と並行して企業家は、84年10月30日に新たな認可申請を提出した（[21]）。84年12月1日E上級市長から国王政府宛の書簡に従えば、以前のC. リヒター工場の一角を賃借してフクシン・アニリン青の生産を計画してのことだった（[18]）⁶⁾。この認可申請に対して、住民から異議申し立てがあった（[19]）。この異議申し立てに対応するためか、企業家は提出済みの経営説明書・図面に修正を加えた。2月11日付けの国王政府宛の書簡のなかで企業家は、修正点を報告し、同時に「時間のロスなく、直ちに施設の運転を始められるよう」迅速な審査を要求した。それと同じ日に果樹園・庭畑経営者のキュルシュナーから国王政府宛てに苦情書が送付されている（[22]）。ただ、その種の苦情書が伝来しないからといって、反対派住民が一人だったわけでない。3月12日付けで提出された抗告書には13名の署名があるし、2月16日開催の意見聴取会にはキュルシュナー以外に全権代表者2名が出席していた（[24]、[30]）。

キュルシュナーの苦情書は、ダール会社の工場建設が予定されているジモン通りを回顧した前半部と、化学工場の乱立による植生被害の深刻化を扱った後半部とから構成されている（[22]）。前半部では、彼が土地を購入した23年前、そして屋敷を建てた20年前を振り返って「それ以前、近くに化学工場はなかった」と述べ、住宅建設の時期的先行を確認している。最初の化学工場は、ゲッセルト兄

6) リヒター会社は、1873年に認可取得してフクシン・アリザニン生産を行っていたといわれているが、表1にあるように、1872年には創業していた（Pohl, 1983, p.217）。

弟会社であり、建設直後から「排出される酸とガスが、近隣住民をひどく痛めつけたのでエルバーフェルト市当局と国王政府とに抗議をした」⁷⁾。それに続く15年間に住民からの強い抵抗があったにもかかわらず、次々に新たな認可発給が行われて化学工場が乱立するようになった。そのため、「工場の近辺や工場に挟まれた場所を含めて都市の西部地域全体が苦しめられるようになり、以前は最も美しく健康的な都市の一つだったエルバーフェルトは、有害な蒸気・ガスに痛めつけられている」と述べ、景観美に恵まれていた西部市区全域が被害を被っていると訴えている。しかし、認可発給の棄却要求は、国王政府から退けられてきた。なぜなら、「多くの工場が、もはや（新たな）敷地を見つけ出せなくなってきているから」に他ならない。ヴッパー溪谷は、河川と南北に高い山を控えて産業施設に利用できる空間が狭く限定されているため、住宅地から離れた場所に容易に代替地を見いだせないというのだ。この経緯を十分承知した上で、ダール会社への認可申請の棄却を要求している。

後半部では、彼の所有する果樹園・庭畑・樹木の被害状況がこまごまと列挙されている。その文脈で挙げられた次の一文は目を引く。「6年前から夏場の庭園の荒廃が、きわめてひどくなってきたので、近隣の農場管理者たちから、国王政府を舞台とした私が原告となっている係争において証人として出頭し、庭園被害は化学工場以外の原因を考えられないと証言する用意があるとの申し出を受けている」。1870年代末から夏場の庭畑被害の程度が増し、健康被害の拡大と地価低落の危惧もあって、近隣の農場管理者も闘争の支援を申し出ているほどの状況にある。最後に、「認可権の発給者以外に私の被った被害に責任を負う者はない」と述べ、国王政府の勇断を要求している。

ところで、作成月日は不詳ながら、反対派住民を側面から支援するために工場近隣住民の作成した抗議書が、伝来している（[23]）。この抗議文が、上述の「農場管理者」の手になるのか不詳だが、1880年代の環境闘争の一大特徴をなすものとして、そして同時にバルメン闘争にあって上級市長が言及していた「産業施設への抵抗」を招いた原因の一端を示すものとして興味深い。それは、作成目的を「キュルシュナー氏を通じて我々の抗議文を国王政府に手渡してもらい、計画中のダール会社の工場に対して認可を与えないよう働きかけてもらう」と明記しているが、その中身をみてみよう。

「筆者たちは、計画中のダール・アニリン工場の建設に反対する『食事仲間』という集団的抵抗（組織）に結集するものである。我々は、エルバーフェルトの市区、アレンベルク通りとケニヒ（ホーフ）通り（に居を構えている）以外の住人はいないのだから、健康に有害な工場（建設）を許さないとしても、十分に理由があることを強調しておきたい」。工場の建設予定地であるジモン通りに隣接する2つの通り沿いの住民多数が、工場建設に反対する抵抗組織に結集している。それに続いて、このような認可闘争外の抵抗組織に結集する必要性を、広域化した汚染・被害の実態と絡めて強調する。「我々同様、昼夜なく有害なモヤに包まれている者は、個々の工場が及ぼしている健康・財産の被害が市民にとってどれほど大きいかを断罪する資格を持っている」。昼夜を問わず工場の排出ガスから健康・財産被害を受け続けている住民を代表してダール会社の認可申請に抵抗するというのだ。

7) ゲッセルト兄弟会社は、1865年に創業され、1871年の認可取得後はヨードエチル、ヨードメチル、硝酸、アリザニン、砒酸などを生産してきたが、1870年代半ばに倒産したと言われている（Pohl, 1983, p.213）。表1から判断する限り、少なくとも1874年までは営業していた。

このような認可闘争外の支援団体の後押しを得て、2月16日に意見聴取会が開催された ([24])。合議団の構成は、これまでと変わりがないので省く。参加者は、反対派から上記のキュルシュナーと2人の全権代表者 R. ディーリクスと G. キュッパ (会社) の計3名、企業家のダールである。議事も、これまでと同じ手順を踏んで進行した。まず、企業家が発言し、唯一予想される迷惑であるフクシン生産時に発生する蒸気について、直ちに燃焼施設に誘導して処理するので問題はないと述べた。次いで、この発言を受けてキュッパは、認可発生時に厳格な条件設置を要求した。最後に登場したキュルシュナーは、ダール会社のというより、化学工場一般の問題点を包括的に論じた。一つに、認可条件の不十分さと統制の不徹底から、経験的に住民に多大な被害・迷惑が発生してきた。次に、「大衆を被害・迷惑から守るためには、予防措置を徹底させるしか道がない」。さらに、「建物の建て込んだ市区での (化学工場への) 認可発給は禁止する」。最後に、ヴッパー河への工場廃水の排出計画も止めさせる。ここで目を引くのは、通常、両当事者が、それぞれの主張を裏付けるために用意していた専門家の鑑定書や証人の証言が、完全に欠落していることである。したがって、参加者の発言が終了したところで、合議団は協議に移り決定を下した。予想通り、ダール会社の提出した経営説明書・図面がなく、化学工場一般の問題点を指摘したキュルシュナーの発言は、当てはまらぬと門前払いされた。そして、「計画された企業は、同地の他の施設と比べて、本質的な改善を証明するに違いない」と述べ、旧工場の欠陥は新工場の科学技術的進歩によって必ず克服されると主張した。この見解は、下の引用から明らかなように、合議団のメンバーでもあった医療評議員バイヤーと相通ずるところがある。「一つの工場において労働者ないし近隣住民の健康に対する危険や被害がたびたび発生したとしても、そのような事態は、良好な作業空間、つまり換気が存在し、機械がこれまで以上に合目的に作られ、製造方法が変更されているような同種の他の工場には、まったく見られないからである」(Beyer, 1876, pp.3 4)。

その内容は、翌20日認可決定文書にまとめられた ([25])。認可発給の条件として、工場廃水の垂れ流しの禁止と、行政的統制の容易な浄化槽経由でヴッパー河に廃水を排出する義務と2つを課した。ヘルベルツ闘争の「費用折半」の決定を想起させるかのように、「費用は、反対派住民の負担とする」と明記された。この認可決定は、3月3～5日に反対派住民には郵送で、企業家には手渡しで伝えられた ([26]～[28])。それを受理した企業家は、早々に建設に取りかかる意思表示を行った。

(3) - 3 エルバーフェルト闘争の後半戦 (85年3月～85年6月)

3月12日に反対派住民13名から抗告書が提出されて、ベルリンの商務省を舞台にした第2ラウンドが始まった ([30])。前半戦と大きく異なる特徴が2つある。一方は、3月14日付けのE上級市長から国王政府宛の書簡から読み取れるように、市当局が反対派住民の支援に回ったことである ([32])。もう一方は、専門家の鑑定書2通を添付して理論武装をして臨んだことである ([31]、[35])。

反対派住民が国王政府に提出した抗告書から見ていこう。まず、異議申し立ての理由説明に当たり根拠とする資料2点が添付されている。一つは、で触れたように、ドルトムントで化学試験所を営み、「裁判において宣誓の上で証言できる化学者」の資格を持つカイザー博士の鑑定書である。もう

一つは、工場周辺の状況を明らかにする目的から土地見取り図が添えられている。それは、元来、認可申請時に経営説明書と建物設計図と併せて提出されるデータに属するが、後述の市立病院の近接など立地の不適切さを強調するために送付されたのであろう。次いで、認可条件を無視したガス・廃水処理の横行を訴えつつ、認可取り下げをつよく要求する。行政的な統制の困難な夜間を選んで、「夕方頃に気温が低下してから、特に夜間に工場から健康に害のある蒸気が周辺地域に向けて大量に排出されている...有害な液体（廃水）の投棄と有害な蒸気の排出が容易に行えるからである」。こうした状況を熟知している市当局も、近隣住民・病院施設への被害を危惧して反対派を支援していることを、併せて強調する。最後に、「現地状況と、計画されている工場施設の有害な影響に関する化学的権威の作成した鑑定書と」を考慮して、認可棄却の決定を要請している。

反対派住民の抗告書提出の2日後、E 上級市長は国王政府宛てに書簡を送り、認可取り下げを要求した。「計画される工場施設に関する（2通の）鑑定書の内容から判断する限り、近隣の土地所有者と住民にとって、とりわけ市立病院にとって公衆衛生的・経済的に大きな不利益・危険・迷惑が発生する可能性があるからである。従って、公共の利益、すなわち市立病院施設への影響を考慮して、認可を取り消していただくよう要請する」。その抛り所となった鑑定書を、順次見ていこう。

市立病院の医長で公衆衛生委員の肩書きをもつクラウス博士は、鑑定書作成の契機を次のように述べている（[31]）。「3月10日シラー橋そばのリヒター（化学工場）の敷地内にフクシン・アニリン染料の工場が建設される予定だという話を偶然耳に挟んだ。そこで都市の被害、特に病院に与える有害な影響について注意を喚起することが（医師・公衆衛生委員の）義務だと考えた」。そのような判断を下すに至った理由は、化学工場に関する経験と地理的状况である。すなわち、「作業場の良好な換気も手伝って大量の有害ガスが漏れ出すだろうが、支配的な風向き（西風）とヴッパー渓谷の地理的条件から判断して、それらは全て近隣の土地と市立病院の方向に流れ出すに違いない」と判断したからである。このような疑念を裏付けるためには「詳細な科学的鑑定が必要」であり、事態は緊急を要すると考えて、最適任者と考えられるドルトムント在住の化学者・カイザー博士に「一昨日連絡をとって既に了解を得た」という。

4月11日付けのカイザー博士の鑑定書は、前半の実地調査に基づく評価と、後半のフクシン・アニリン染料の原料・製法・廃棄物処理方法からみた評価と2部から構成されている（[35]）。カイザー博士も、鑑定書作成に関する簡単な経緯説明から始めている。「異議申し立てをしたケニヒ通りの住民たち」の代表者ディーリクスとネツリンから依頼を受けて、4月9日にケニヒ通りとその近辺を歩き回り建物の位置・高度と風向きなどを確認し、「染料工場の立地として好ましくない。排出ガス・蒸気によって近隣の住民・植物に被害が及ぶのは不可避と見なせるからである」と判定した。後半の製法・処理法に関連した危険性については、ダール会社の反論書の検討に譲る（[39]）。

この抗告書に対して企業家は、4月10日～19日に反論書を提出した（[37]）。その内容は、抗告書の理論的裏付けとなっているカイザー鑑定書を主要な標的に据えている。一方の主力製品・フクシンについては、主要原料がニトロベンゾールとアニリンだが、製造工程で有害な影響はないし、他の化学産業部門と比べても「周辺地域への迷惑が、はるかに少ない」。そもそも反対派住民は、一切の蒸

気・ガスを排出しないという潔癖主義に基づく無理な注文をしている。しかし、経営説明書に挙げているように、融解物の完全な無臭化・浄化と不測の事故を回避するための規則正しい生産過程の運営を心がける。もう一方の主力製品であるアニリン青については、以前の経営説明書のなかに住民に不安を与える表現があったことを反省して、修正を施した。レトルト炉を使って生産する場合、融解物から少量のアンモニア含有の蒸気が発生する可能性があったが、完全に処理できるようにした。また、塩酸処理の際にアニリン化合物を含む蒸気が発生する可能性があるが、完全密閉の冷却器付きの装置を利用するので、安全性は保証される。さらに、都市の真ん中で20年来経営してきて、一度も近隣住民から健康・植生被害の苦情をうけたことがない事実が、工場立地の疑問を一掃してくれるはずだ。

4月19日に国王政府は、商務省宛に関係資料一式を送付した ([38])。そこに添付された意見は、認可審査をめぐるこの時期の状況を伝える縮図となっている。「カイザー博士は、ヴッパータールの産業については詳細な知見を持っているが、ドルトムント在住の私的な化学者である。(彼の鑑定結果は)反対派の抗告書と同じように、他の同種の工場施設に比べて明らかに改善を期待できると判断した、2月20日付けの我々の決定をくつがえすものではない...我々の決定を尊重いただき、それに対する抗告を退けていただきますよう、お願いします...ダール会社から寄せられた迅速な審査に関する要求を考慮し、いたずらに抵抗心を煽りたてて、会社に不利益が及ばぬよう配慮いただきたい」。一つに、科学技術主義の浸透につれ重みを増してきた鑑定書の評価について、率直な意見が表明されている。反対派住民・エルパーフェルト市当局の依頼したカイザー博士は、ヴッパータールの産業には精通しているが、いわば官制の学者より一段劣る「民間(私的)」の化学者であると評している。次に、「進歩主義の信奉者」として新工場における科学技術的改善と迷惑削減を確信していることである。最後に、ダール会社のバルメン闘争に際し上級市長が言及した、あの産業都市における抵抗の頻発を想起させる表現がみえることである。ケルマンが1886年を境にした労働運動の第三局面への突入を控えた社会経済的不満の鬱積を示唆するかのようだ。その後、85年5月8日に国王政府がダール会社と商務省に送付した書簡は、企業家による迅速な審査願いが再度出されたこと、抗告審の審査に口を挟む立場にないと断りながらも、商務省にそれを伝えている ([40])。

85年5月28日に商務相の決定がくだされ、それを踏まえ国王政府は6月13日に認可文書を作成した ([41])。商務相の決定は、E上級市長も加わり、しかも2通の鑑定書に裏打ちされた抵抗を退けて、85年2月20日付けの認可決定を基本的に追認した。追加された条件は、「労働者の生命・健康を保護するための規定に十分な注意を払うこと」、換言すれば適切な「工場規則」の作成にとどまった。最後に、1855年「化学工業固有の認可法」によって導入された事後的な改善請求権の留保が明記され、いわば責任を回避する形で認可が発給された。ここでも、工場と市立病院や住宅・庭園との距離的近接、あるいは支配的な風向きなど現地状況は、いっさい不問に付されたまま、決着がつけられたことを再確認しておきたい。

むすび

本論では、都市バルメンに本拠を構える2つの化学会社を取り上げ、とくに認可申請を契機にして

1880年代半ばに発生した「環境闘争」の審査過程や行方を、1870年代と20世紀初頭と比較しながら考察してきた。その際、1891年バルメン警察署長発信の書簡に明記された、1880年代半ば化学工業の認可制度を捉えた一大転換に関する見解の当否を検討しつつ、変化の諸相を追究した。最後に、これまでの検討結果を認可制度と関連づけながら要約し、併せて認可制度の性格規定をめぐって「住民保護」か「産業保護」かの観点から闘わされている論争に一応の回答を与えることで、むすびとしたい。

まず、認可審査の手続きや担い手をめぐる変化から始めよう。1883年「行政法」の改正により審査担当窓口として国王政府・内務部に「地区委員会」が新設されたが、本論で取り上げた2つの会社の闘争の審査当局として、その名前は登場していない。既に別稿で触れた通り、管見の限りデュッセルドルフ国王政府にあって地区委員会の審査当局としての活動を確かできるのは、1888年秋からであった。したがって、合議団が審査当局の役割を担うこと、その構成メンバーに医学・建築関係の専門家が含まれていて認可制度の趣旨に沿って審査を進める形式が整っていたこと、の2点で1870年代と変わるところはない。唯一の変化は、合議団に「専門家」の資格で参加する人物が、近隣の実業学校の化学教師でなく営業評議員となったことである。この変化は、1884年「執行規則」の改訂を反映したものである。この「規則改訂」は、認可申請時に提出された書類・図面の予備審査を行う担当者を、それまでの郡医師・郡建築官から営業評議員・郡建築官に代置する条項を含んでいたが、この交替が実際にあったかどうか、予備審査関係の史料が伝来しないために分からない。

ただ、1870年代と比較して確実な変化は、認可申請から認可文書発給に至る審査期間の短縮である。ヘルベルツ会社の場合、抗告審を含めても半年、またダール会社の場合、バルメン闘争こそ無認可の実験と住民被害という間奏曲を挟んでいたため1年を要しているが、エルバーフェルト闘争は抗告審を含めて8ヶ月である。1870年代のイエガー会社の場合、「悪名高い企業家」だったため紛糾したことは割り引く必要はあるが、前半の闘争は1年2ヶ月、後半の闘争も2年かかっている（田北, 2010a）。1884年「執行規則」では、「化学連盟」からの度重なる嘆願に鑑みて、認可審査を「至急事項」に指定したが、多少とも効果があったと見なせよう。その際、本論の対象とした2つの会社は、いずれも国王政府に「迅速な審査願い」を送付し、国王政府も「至急事項」を意識してか、それに応える姿勢を示していたことを忘れてはならない。

1870年代と比較して大きな変化を読み取れるのは、意見聴取会開催後の国王政府の対処法である。ここで取り上げた2会社の場合、認可申請に対する異議申し立てを受けて開催された意見聴取会において妥協が不調に終わったとき、2人の郡役人の鑑定書を添えて国王政府に判断を委ねている。1870年代のイエガー闘争では、意見聴取会記録と鑑定書・証言録など関係書類・図面一式を国王政府に送り、その判断を仰ぐ方法が採用されていた。第三者的立場からの鑑定が必要なときには、医療評議員バイヤーに委託して立ち入り検査を実施させ、「委員会報告」と呼ばれる報告書をまとめさせたが、郡役人の鑑定を添付することはなかった（op. cit., p.91）。1907/1909年のイエガー闘争では、科学技術的鑑定の主要な担い手となったのは営業評議員だった（2011a, p.53）。このような前後の時代と比較するとき、1880年代は、両当事者がそれぞれ独自に医師・化学者を選んで鑑定書を依頼する段階から「役人」による公的立場からの鑑定に重心が移動していく過渡期に当たっているのである。

それと対照的に、意見聴取会の議事進行については、大きな変化はみられなかった。1870年代のイエガー闘争の場合、主要な反対派住民が出席して証言を行い、必要な場合、証人を立て補足説明を行っていた。そのハイライトが、1874年1月に開催された50名を越える証人尋問会だった。そこには、科学技術的鑑定書に偏重せずに、日常的に被害に晒されている住民の声に真摯に耳を傾ける姿勢も反映されていた。20世紀初頭のイエガー闘争の場合、両当事者は化学者を同席させていた。意見聴取会での議論が、高度に専門的内容に立ち入ると予想できたからである。反対派住民に対し異議申し立ての理由を、学界・産業界双方で「アニリン染料の第一人者」と評価されていたベルリン工科大学教授・ヴィット博士の鑑定結果を関連づけて説明するように要求されていた。ダール会社の場合、1870年代と同じように出席した反対派住民・企業家の発言と質疑応答を中心に議事は進められた。ヘルベルツ会社の場合、反対派住民13名の全権代表者が弁護士のアルテンベルクだった事情もあってか、企業家も訴訟補助者として弁護士を同席させていた。法律をめぐる専門的論議に備えた限りで、20世紀初頭の状況を想起させるに過ぎない。

次に、認可審査において科学技術的鑑定の比重が大きく高まったことは間違いない。ヘルベルツ会社をめぐる闘争の場合、企業家はクリューガー博士の鑑定書を提出し、そして反対派住民は意見聴取会の証人としてボン大学教授のフライターク博士とポッフムでアンモニア工場を営む企業家リュトゲンを立て、そして抗告審にはカイザー博士の鑑定書を提出した。他方、ダール会社をめぐるエルバーフェルト闘争では、反対派住民がカイザー博士と市立病院の医長・公衆衛生委員のクラウス博士の鑑定を提出している。恐らく、企業家が鑑定書を添付しなかった理由は、会社お抱えの化学者を通じて経営説明書を作成したためだと考えている。

それら専門家の鑑定は、審査を大きく左右した。ヘルベルツ会社の前半の闘争において国王政府がアンモニアを除外して条件付き認可発給の決定を下した理由の一端は、フライターク博士とリュトゲンの証言だった。ただし、ベルリンの商務相は抗告審判定を下す前に、「王立プロイセン営業技術委員会」の鑑定を仰ぐのが通例であり、次第に鑑定書の序列化が進展していたようだ。上述のように、意見聴取会後に郡役人の鑑定書を添えて国王政府の判定を仰ぐやり方も、その第一歩とも見なせよう。

そして、この文脈で注意を引くのは、ドルトムント在住の化学試験所経営者カイザー博士の肩書き「裁判において宣誓の上で証言できる化学者」である。この事実は、そのような職業が成り立つほど需要が高まっていたこと、角度を変えれば、科学技術主義が認可審査過程に深く浸透してきたことを雄弁に物語っている。ヘルベルツ会社が鑑定を依頼したクリューガー博士の肩書きも、「バルメンの化学技術検査・試験所」経営者であるが、カイザー博士と同じ資格をもっていたのかが分からない。確実なのは、民間に化学的鑑定を引き受ける施設が多数誕生していたことである。ただ、ここで強調しておかねばならないのは、これら民間の化学者の鑑定書が、必ずしも審査当局から高い評価をえてはいなかった点である。本論の対象とした双方の闘争に登場し、しかも反対派住民からだけでなく、市立病院医長・公衆衛生委員の資格を持つクラウス博士からも依頼を受けたカイザー博士についても、そうである。国王政府は商務相宛の書簡の中で「ヴッパータールの産業的事情に通じてはいるが私的化学者」と述べており、暗に「官制学者」より一段低い評価を与えているからである。

認可審査における科学技術主義の浸透は、闘争参加者に大きな障害となった。民間の化学者に鑑定を依頼して、闘争を最後まで戦い抜くためには、これまで以上に大きな労力と多大な費用を要することになったからだ。このことが、反対派住民数を相対的に低く抑え、認可申請に対する闘争発生率・抗告率の低下を促すようになったことは、想像に難くない。ヘルベルツ会社の闘争に参加した反対派住民の数は20名だし、ダール会社のバルメン闘争の反対派住民数は2名、エルバーフェルト闘争の参加者は13名に過ぎない。この人数は、1870年代のイエガー闘争の参加者が169名を数えたことを思えば、少数に過ぎない。もっとも、1907/09年イエガー闘争は、その舞台を都市デュッセルドルフの郊外ローハウゼンを舞台としていた関係から参加者は、6名と少なかったが、デュッセルドルフ上級市長とカイザースヴェルト市長が加わっていたことを忘れてはならない(田北, 2011a)。

しかし、反対派住民数の減少をもって、抵抗運動が下火になったと考えてはならない。ダール会社をめぐるバルメン闘争に際して、上級市長は「産業都市における産業施設への抵抗の頻発」と関連づけて、反対派住民の異議申し立てを安易に認めないように述べており、認可闘争と社会経済的要因に根ざした運動が絡み合いながら展開していたと考えられるからだ。同じことは、ダール会社をめぐるエルバーフェルト闘争の抗告審に際し、国王政府が商務省に送った書簡に載せられた「いたずらに抵抗心を煽り、会社に不利益が及ぶことを危惧している」との表現からも読み取れるのである。バルメン社会経済史の大家ケルマンが言うように、1886年を境に労働運動は第三局面に入り、1890年社会主義禁圧法の期限切れを契機に一段と活発化していくが、認可闘争も裾野の広い運動の一角をなすものと理解されていたのである。

それにも増して、1880年代の認可闘争を特徴づけるのは、闘争参加者以外の住民による抵抗支援組織の結成と意見書の提出である。ダール会社のエルバーフェルト闘争に際し、化学工場から排出される有害なガス・モヤから昼夜を問わず健康・財産被害を受けている街区の住民たちは、抵抗組織「食事仲間」に結集して抗議書を提出している。日常的な被害に苦しめられた住民が、化学工場全体を「断罪資格をもつ」と述べて行動を起こした。結局、因果関係の論証義務を原告に課したドイツ民法典の規定もあってか、効果はなかったが、産業都市において産業施設をターゲットに据えた抵抗組織が形成されたことが、重要なのである。1880年代半ばの環境闘争では、これまでとは違って裁判費用の負担が、反対派住民にも課されたことも、そのような抵抗組織への結集を促進したと考えられよう。

最後に、1880年代の闘争の大きな特徴の一つに、科学技術主義の浸透と反比例した「現地状況」の等閑視がある。それを推進したのは、本来、認可審査の責任部局である国王政府でなく、ベルリンの商務省だった。ヘルベルツ会社をめぐる闘争において国王政府は、アンモニアを除外する決定を下したが、その判定の基準に据えたのは専門家の鑑定結果と工場周辺の状況に他ならなかった。他方、ダール会社をめぐるエルバーフェルト闘争になると国王政府の姿勢は、180度変わる。「これまでの工場より改善される」と進歩主義の立場から、反対派住民・抵抗組織結集者の意見を一扫しているからである。ただ、その際、国王政府の「産業施設への抵抗の拡大」への危惧があったことを忘れてはならない。この判定は、市立病院医長・公衆衛生委員のクラウス博士とカイザー博士の提出した鑑定書に裏打ちされた反対派住民・エルバーフェルト上級市長の反対にもかかわらず、覆ることはなかった。い

ずれの場合も商務省は、労働者保護と技術的対応をうたった条件を追加し、同時に事後的な改善請求権の留保条項を挙げることで、積極的に認可発給を行った。1870年代のイエガー闘争を彩る50名を越える証人の尋問会に象徴される、現場状況の的確な把握の努力を想起するとき、隔世の感がある。1891年バルメン警察署長は、「初めから遵守されるはずのない認可条件の設定」が、商務省の音頭取りで進められていると苦情を寄せたが、まさに的を射た表現である。人口の稠密さや地形・風向など現地状況を完全に不問に付し、環境問題は「科学技術主義の進歩」によって解決可能とする方向へ大きく踏み出したことで、認可制度はその性格を「住民保護」からの「産業保護」へと大きく変えた。これらの変化は、確実に「大工業の序曲」(Bayerl, 1994)の一部をなしていたのである。

史料・文献一覧

<未刊行史料>

ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館(デュッセルドルフ)所蔵史料。

文書番号 Regierung Düsseldorf (RD と略す)

1. RD, 13260 : Acta betreffend die Anlage einer Fabrik zu Lohausen zur Herstellung von Anilinblau, Anilinviolet, Anilingrün und Schwefeläther seitens des Carl Jäger zu Barmen Vol.1 (1875 1889)
2. RD, 24607 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.11 (1883 1884)
3. RD, 24608 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.12 (1884 1885)
4. RD, 24609 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.13 (1885 1889)
5. RD, 24610 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.14 (1890 1891)
6. RD, 24611 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.15 (1891 1894)
7. RD, 24612 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.16 (1894 1897)
8. RD, 24623 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.27 (1909 1910)
9. RD, 24640 : Acta betreffend die chemische Fabrik-Anlage des Wesenfeld & Co. zu Barmen (1845 1873)
10. RD, 24645 : Acta betreffend die Anilinfarben-Fabrik des Carl Jäger in Barmen an der Wasserstrasse (1863 1875)
11. RD, 33441 : Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908 1909)

<刊行史料>

Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes. (BG と略す)

Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten. (GS と略す)

Reichs-Gesetzblatt. Reichsministerium des Innern. (RG と略す)

Ministrial-Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten.

(Mbl と略す)

Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische*

Industrie. (CI と略す)

< 研究文献・論文 >

- Andersen, A., 1987, Heimatschutz: Die bürgerliche Naturschutzbewegung. in: Brüggemeier, J.F. /Rommelspacher, T. (ed.), *Besiegte Natur*. München, pp.143 157.
- Andersen, A., 1990, "Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten". Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A. /Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben*. Köln, pp.162 192.
- Andersen, A., 1993, Umweltgeschichte-Abschied vom Fortschritt. in: Museum der Arbeit (ed.), *Europa im Zeitalter des Industrielismus. Zur "Geschichte von unten" im europäischen Vergleich*. Hamburg, pp.75 86.
- Andersen, A., 1996, *Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850 1933*. Stuttgart.
- Arnold, T., 1987, "Wir sind mit Wupperwasser getauft". Ein Beitrag zur Umweltgeschichte Wuppertals. Wuppertal.
- Arnold, T., 1990, "Ein leichter Geruch nach Fäulnis und Säure...". Wasserverschmutzung durch Färberei und frühe Farbenindustrie am Beispiel der Wupper. in: Andersen, A. /Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder*. Köln, pp.145 161.
- Bayerl, G., 1994, Prolegomenon der "Grossen Industrie". in: Abelshäuser, W. (ed.), *Umweltgeschichte*. Göttingen, pp.29 57.
- Beyer, E., 1876, *Die Fabrik-Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege*. Oberhausen a.d.R.
- Brüggemeier, F.J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert*. Essen.
- Brüggemeier, F.J., 1998, *Tschernobyl 26. April 1986. Die ökologische Herausforderung*. München.
- Brüggemeier, F.J. /Rommelspacher, T., 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840 1990*. Essen.
- Brüggemeier, F.J. /Toyka-Seid, M. (ed.), 1995, *Industrie-Natur. Lesebuch zur Geschichte der Umwelt im 19. Jahrhundert*. Frankfurt an Main/ New York.
- Carl, R. W., 1926, *Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823 1923*. Düsseldorf.
- Die Industrie- und Handelskammer Wuppertal (ed.), 1956, *Industrie- und Handelskammer Wuppertal 1831 1956. (Festschrift zum 125. Jährigen Jubiläum am 17. Januar)*. Wuppertal.
- Gruber, Dr., 1890, Die chemischen Fabriken und ihre Nachbarn. in: *Zeitschrift für angewandte Chemie*, 4, pp.584 589.
- Henneking, R., 1994, *Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben- und Düngemittelindustrie der*

- Rheinprovinze (ca. 1800 1914)*. Stuttgart.
- Herberts, H., 2001, Die Arbeitsbewegung des Wuppertals im 19. Jahrhundert. in: Jordan, H. /Wolff, H. (ed.), *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränderte Neuauflage, Wuppertal, pp. 121 140.
- Hoth, W., 1975, *Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt - dargestellt am Beispiel Wuppertal*. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816 1991*. Essen, pp.268 284.
- Jordan, H. /Worf, H. (ed.), 2001, *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränd. Neuaufl., Wuppertal.
- Kocka, J., 2004, *Das lange 19. Jahrhundert. Arbeit, Nation und bürgerliche Gesellschaft*. Stuttgart.
- Köllmann, W., 1960, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*. Tübingen.
- Köllmann, W., 2001, Das Wuppertal in der deutschen Geschichte. in: Jordan, H. /Worf, H.(ed.), *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränd. Neuaufl., Wuppertal, pp.14 22.
- Krötz, W., 1982, *Die Industriestadt Wuppertal. Geschichtlicher Atlas der Rheinlande*. Beihefte IV/1., Köln.
- McNeill, J.R., 2000, *Something New Under The Sun. An Environmental History of the Twentieth Century World*. London/ New York.
- Mieck, I., 1967, "Aerem corrumpere non licet". Luftverunreinigung und Immissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36 78.
- Pohl, H. /Schaumann, R./Schönert-Röhlk, F., 1983, *Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution*. Bd.1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Reulecke, J., 2001, Die industrielle Entfaltung des Wuppertals im 19. Jahrhundert. in: Jordan, H. / Wolff, H.(ed.), *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränderte Neuauflage, Wuppertal, pp.49 72.
- Siemann, W., 1995, *Vom Staatenbund zum Nationalstaat. Deutschland 1806 1871*. München.
- Siemann, W. /Freytag, N., 2003, Umweltgeschichte eine geschichtswissenschaftliche Grundkategorie. in: Siemann, W. (ed.), *Umweltgeschichte. Themen und Perspektiven*. München, pp.7 20.
- Uekötter, F., 2003, Das organisierte Versagen. Die deutsche Gewerbeaufsicht und die Luftverschmutzung vor dem ökologischen Zeitalter. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.127 150.
- Uekötter, F., 2007, *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd. 81). München.
- Vossen, L., 1909, Das Recht der gewerblichen Sachkonzession und seine unerlässliche Reform. in: *CI*, 32, pp.323 327, 359 362, 388 393.

- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』 ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 2000, 「ドイツ学界における環境史研究の現状：エネルギー問題への接近方法を求めて」『経済学研究(九州大学経済学会)』 67 3, pp.61 85。
- 田北廣道, 2003, 「18 19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：『木材不足』論争をめぐる」『社会経済史学』 68 6, pp.41 54。
- 田北廣道, 2003a, 「『ドイツ最古・最大』の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』 69 3・4, pp.235 269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a, 「19 20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面：環境史の挑戦」『経済学研究』 70 4・5, pp.311 339。
- 田北廣道, 2004b, 「19世紀ドイツ環境史：『エコ革命』?」『九州歴史科学』 32, pp.68 70。
- 田北廣道, 2004c, 「ドイツ中世都市『最古の悪臭防止文書』：15世紀後半のケルン経済社会」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像：史料と理論の対話』九州大学出版会, pp.543 568。
- 田北廣道, 2006, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備：住民運動活性化の引き金」『経済学研究』 72 5・6, pp.19 63。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動：1875 77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』 74 5, pp.47 91。
- 田北廣道, 2009, 「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争：1864 1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』 75 4, pp.27 73。
- 田北廣道, 2010, 「19世紀ドイツの工業化と環境闘争：政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』 201, pp.1 14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872 75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』 77 1, pp.71 119。
- 田北廣道, 2011, 「社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性」(1)『経済学研究』 77 5・6, pp.73 107。
- 田北廣道, 2011a, 「20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例」『経済学研究』 78 1, pp.41 79。
- 田北廣道, 2011b, 「プロイセン『一般営業条例』導入直後の環境闘争：1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として」『経済学研究』 78 2・3, pp.63 91。
- 田北廣道, 2011c, 「社会経済史学と環境史：対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望(社会経済史学会創立80周年記念)』有斐閣(印刷中)。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]